

令和3年版

ひがしおおさかの環境

(令和2年度の年次報告)

【目 次】

第1章 総論.....	1
第1節 東大阪市の概況	1
第2節 環境行政の概要	3
第3節 東大阪市第2次環境基本計画の概要	4
第2章 東大阪市の環境の状況	8
第1節 生活環境	8
第2節 自然環境	17
第3節 都市環境	20
第4節 循環型社会	22
第5節 地球環境保全	23
第3章 環境施策の実施状況.....	24
第1節 健康で安心して暮らせるまちづくり【生活環境】	24
第2節 身近に自然とふれあえるまちづくり【自然環境】	29
第3節 魅力のある安全で快適なまちづくり【都市環境】	32
第4節 環境負荷の少ないまちづくり【循環型社会】	35
第5節 地球環境に配慮したまちづくり【地球環境】	37
第6節 みんなで取り組むための施策	39
第7節 協働で進めるリーディング・プロジェクト	43

第1章 総論

第1節 東大阪市の概況

1 地理的条件

(1) 位置・面積

本市は河内平野のほぼ中央部に位置し、西は大阪市、南は八尾市、北は大東市と接し、東は生駒山地で奈良県と境を接しています。

面積は61.78km²となっています。

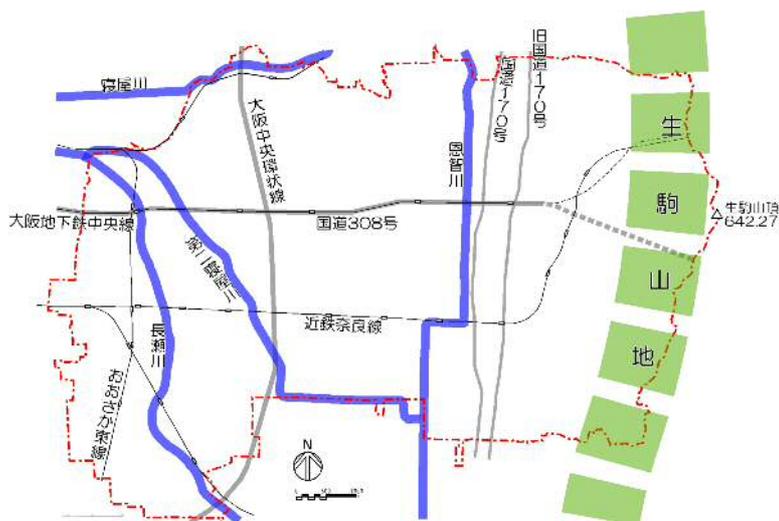


本市の位置

(2) 地形・水系

市域の地形は、東部に生駒山をもつ生駒山地と小扇状地があり、西方は大阪平野が広がっています。生駒山頂は海拔642.27m、平野部は標高5～6m前後となっています。

本市の北部には淀川水系の一つである寝屋川が流れ、南からは恩智川、第二寝屋川、長瀬川などの緩流河川などが流れ込んでいます。



市域の河川など

(3) 気候・気象

本市の気候は比較的温暖で、年間平均気温は16.7℃、年間降水量は1,278.5mm、年間日照時間は2,161.3hとなっています。（平成26年大阪管区气象台調べ）

(4) 地質・土壌

植生などの基礎的条件となる地質・土壌についてみると、平野部は3～6世紀にかけては入海で、旧大和川からの土砂の堆積があり、しだいに平地になってきたものです。

2 社会的条件

(1)人口

本市の人口は約 48 万 9 千人、世帯数は約 23 万世帯(令和 3 年 7 月 1 日現在)であり、昭和 59 年人口約 52 万 6 千人をピークに、平成 2 年以降は 51 万人台で推移していましたが、平成 19 年に 50 万人台、平成 28 年に 49 万人台となりました。

平均世帯規模は 2.16 人で、全国的趨勢と同様に核家族化が進んでいます。通勤・通学流動人口においては、他の衛星都市にくらべ、市内で従業・通学する人の割合が高いことが注目されています。

(2)産業

産業の特色は、製造業の比重が高いこと、産業拠点としての機能が高いこと、中小企業の割合が高いことが挙げられます。製造業は小規模・高密度が特徴で、多種多様な業種で構成されています。大阪市域での立地条件悪化により移転してきた工場が多く、大阪市東部地区・守口市・門真市・八尾市等の一帯で工業集積地域を形成し、機能的・有機的な分業体制が確立されています。

商業では、卸売業が活発です。約 4 分の 3 は都心部の過密化に伴い移転してきた事業所で、本社機能を有する商店数は約 3 分の 2 となっています。また、地域別仕入先、地域別販売先ともに大阪府内が約 3 分の 2 を占めています。小売業は近年小規模店舗が頭打ち傾向にある一方、大型店舗はシェアを拡大しています。

農業に関しては農家数、経営耕地面積とも減少を続けていますが、都市近郊農業の特色を活かしつつ比較的安定した形態を示しています。

(3)土地利用状況及び計画

地目別面積では農地 3.6%、市街地 65.8%、山林 17.2%、普通緑地 6.9%等となっています。(調査時点平成 27 年 10 月現在)

市域全域が都市計画区域で、そのうち 80.6%が市街化区域となっています。用途地域別面積は市街化区域のうち住宅系用途地域が 59.8%、商業系用途地域が 12.2%、工業系用途地域が 28.0%となっています。

第2節 環境行政の概要

1 環境部機構

環境企画課	循環社会推進課	環境事業課	
東部環境事業所	中部環境事業所	西部環境事業所	北部環境事業所
美化推進課	公害対策課	産業廃棄物対策課	

(令和3年3月末現在)

2 東大阪市環境基本条例

環境基本条例は、平成13年3月31日に制定し、同年4月1日に施行した。

目 的 現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保

基本理念 豊かな環境の確保と将来世代への継承
人と自然が共生する都市の実現
環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築
地球環境保全

基本方針 市民の健康の保護及び生活環境の保全
快適な都市環境の創造
人と自然が共生できる豊かな環境の確保
環境への負荷の少ない循環型社会の構築
地球環境保全に資する社会の創造

3 東大阪市環境審議会

東大阪市環境審議会は、東大阪市環境基本条例第25条の規定に基づき、同条例の理念を達成するため、市長の諮問に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する機関として、平成13年8月に設置し、学識経験者、公共的団体や市民等24人の委員で組織されています。

第3節 東大阪市第2次環境基本計画の概要

1 環境基本計画とは

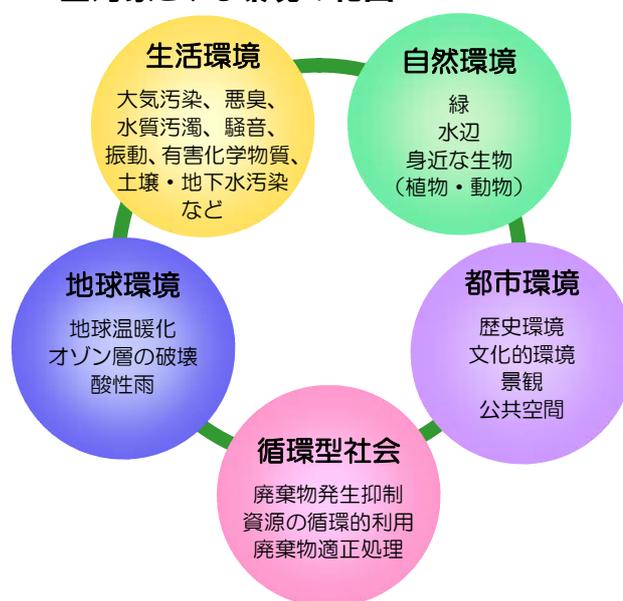
「東大阪市第2次環境基本計画」は、「東大阪市環境基本条例」第8条に規定する計画であり、「東大阪市第2次総合計画」に示す将来都市像の実現に向けた、本市の環境行政の基本事項としての性格を有しており、その役割は以下のとおりです。

- ① 環境の保全及び創造に関する施策を、中長期的な観点から総合的かつ計画的に推進するための計画
- ② 他の計画の策定及び施策の実施に際し、環境面において整合が図られるべき計画
- ③ 市民生活や事業活動に際し、環境面において尊重されるべき基本的な指針

■計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間とします。なお、平成29年3月に中間見直しを行いました。

■対象とする環境の範囲



■計画の対象者

東大阪市民、市内の事業者・民間団体、東大阪市、さらには市外からの通勤・通学者など市内に來訪するすべての人や事業者を対象とします。

■東大阪市が目指す環境の都市イメージ

みんなで引き継ぐ 豊かな環境創造都市・東大阪
～住み、育み、憩い、節し、守る～

■基本目標

1	健康で安心して暮らせるまちづくり 【生活環境の保全】
2	身近に自然とふれあえるまちづくり 【自然との共生】
3	魅力のある安全で快適なまちづくり 【快適な都市環境の創造】
4	環境負荷の少ないまちづくり 【循環型社会の構築】
5	地球環境に配慮したまちづくり 【地球環境保全への貢献】

■目標を達成するために取り組む施策

生活環境	大気のをきれいさを確保する	(1) 工場・事業場からの汚染物質を減らす (2) 自動車からの汚染物質を減らす
	水のをきれいさを確保する	(1) 汚染物質の発生を減らす (2) 浄化機能を高める
	静けさを確保する	(1) 事業活動からの騒音・振動を減らす (2) 道路や鉄道など交通騒音を減らす (3) 生活騒音に対応する (4) その他
	土・地盤の安全を確保する	(1) 土壌・地下水汚染の防止を図る (2) 地盤沈下の防止を図る
	有害化学物質などに対する安全性を確保する	(1) 環境への有害化学物質の排出を減らす (2) 有害化学物質などについて調査・研究する
	環境状況を把握・提供する	(1) 環境状況を把握する (2) 環境情報を提供する
	その他の環境保全対策を進める	(1) 生活環境に係る苦情処理を的確に行う (2) 事業者の環境保全対策を支援する (3) 公害健康被害対策を推進する
自然環境	身近に水・緑とふれあえる環境をつくる	(1) 公園・緑地を増やす (2) 多様な緑化を推進する (3) 水環境を健全にする (4) 親水空間を確保する
	自然の状況を把握する	(1) 自然保護行政を推進する (2) 情報を収集・活用する
	今ある自然を守り・育てる	(1) まちなかに点在する自然を守る (2) 生駒山系の自然を守り・育てる (3) 河川など水辺の自然を守る
	自然を再生する	(1) まちのビオトープを保全・創出する (2) 生き物の生息環境をネットワーク化する
	放流・採集など生態系への影響を減らす	
都市環境	個性と魅力あふれる景観を形成する	(1) まちをきれいにする (2) 良好な景観を形成する
	誰もが安全で快適に暮らせる環境をつくる	(1) 安全な歩行空間を確保する (2) 快適な歩行空間をつなぐ (3) 誰にもやさしいまちをつくる
	歴史・文化を感じられるまちをつくる	(1) 歴史的文化的遺産を保全・活用する (2) 伝統・文化を継承する
循環型社会	循環型社会を形成する	(1) ライフスタイルや事業活動を環境に配慮したものにする (2) 一般廃棄物対策を推進する (3) 産業廃棄物対策を推進する
地球環境	地球環境保全に貢献する	(1) 地球温暖化対策を推進する(実行計画の推進) (2) その他の環境問題に対応する

■ みんなで取り組むための基本的な施策

環境について「知る」ために

- (1) 多様な情報を共有する
- (2) みんなで考える場をつくる

環境について「学ぶ」ために

- (1) 環境学習の場を提供する
- (2) 多様な環境学習を進める

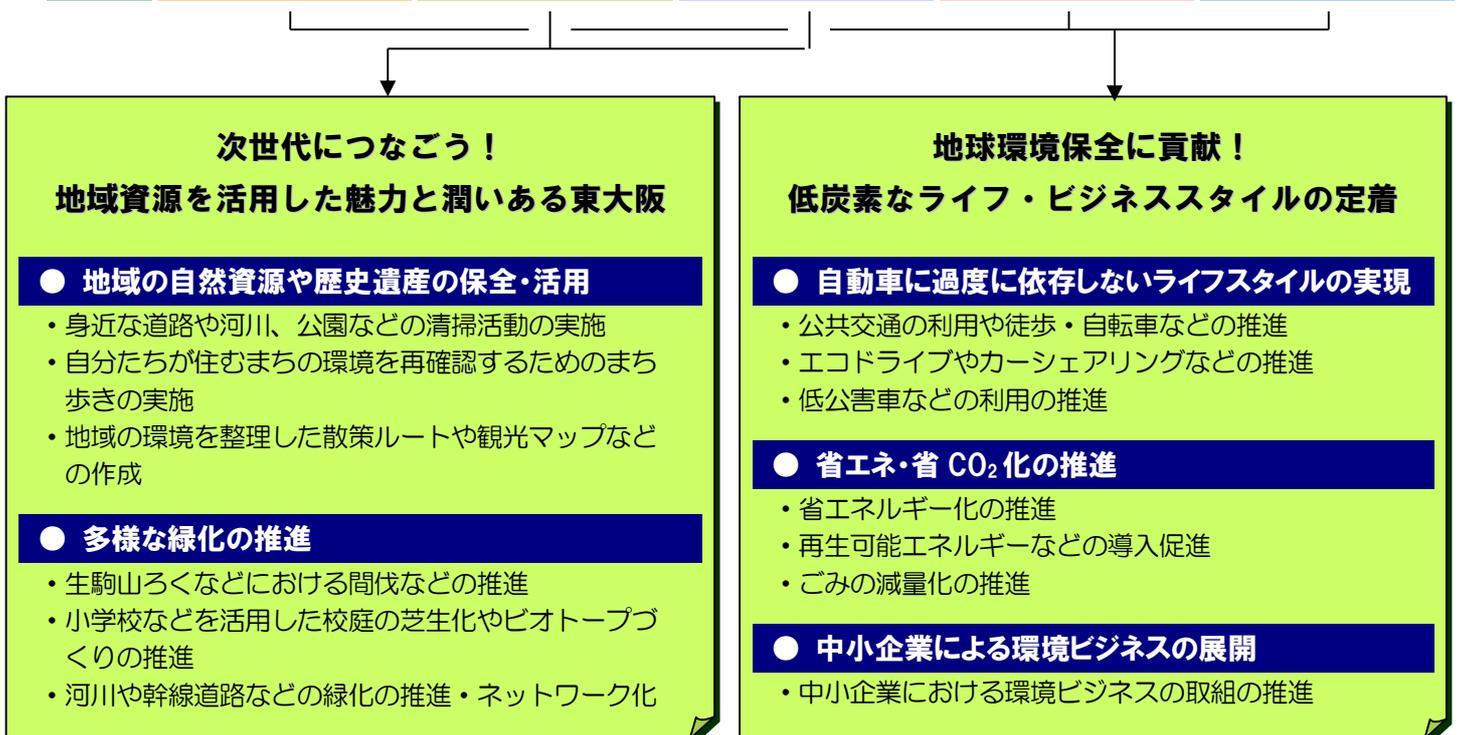
環境の保全・創造に向けて「行動」するために

- (1) 行政が率先して模範を示す
- (2) 市民と協働する
- (3) 事業者と協働する
- (4) 府や近隣自治体と協力する

■ リーディング・プロジェクト

個別の環境分野ごとに実施する施策のうち、課題・緊急性、既存の取組を踏まえ、優先して実施すべき取組をリーディング・プロジェクトとして位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

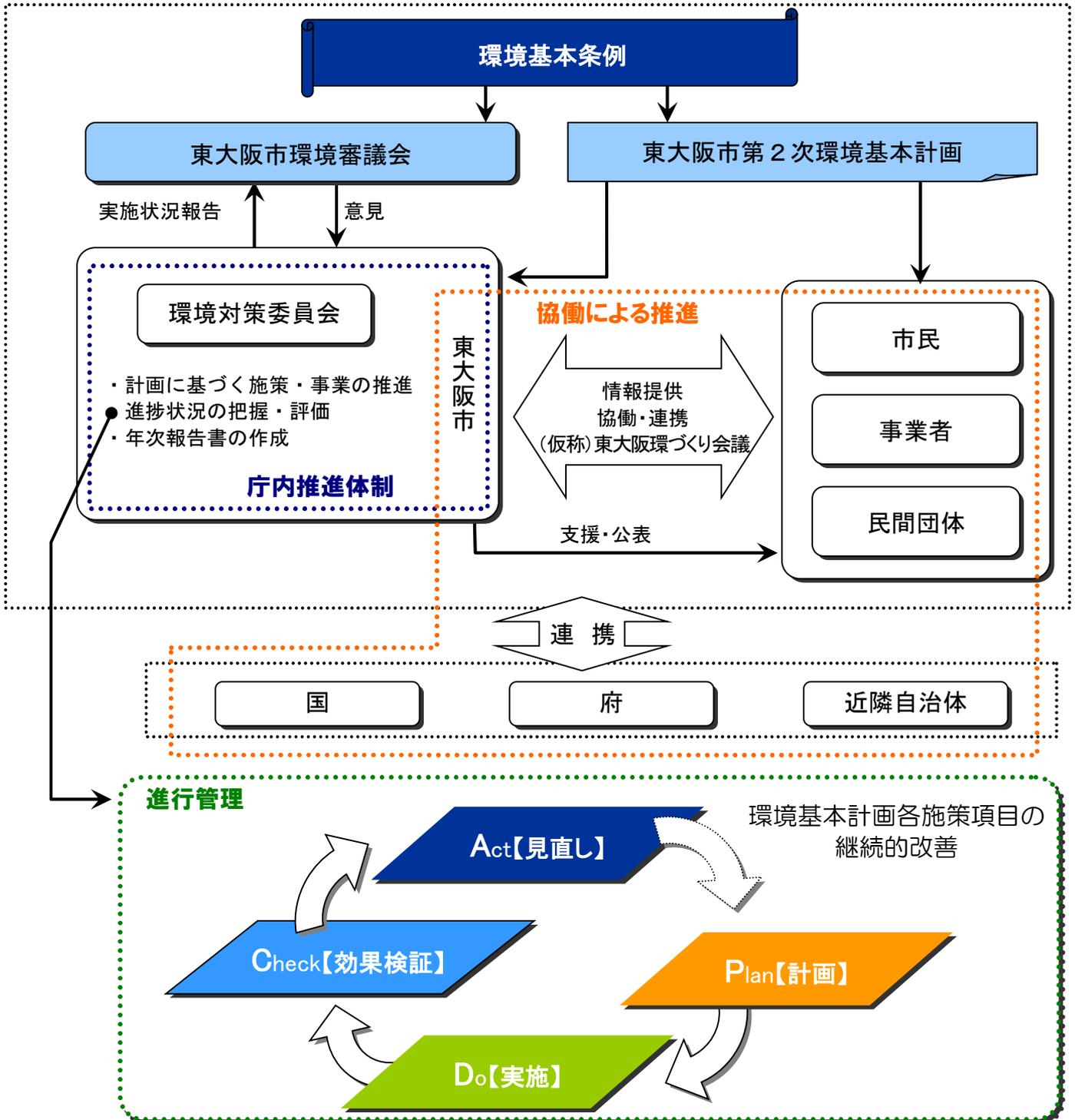
	生活環境の保全	自然との共生	快適な都市環境の創造	循環型社会の構築	地球環境保全への貢献
課題・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車交通量が多く、排出ガス対策などが課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の資源である河川や森林などの自然資源が活かされておらず、保全・活用が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● まちの美しさ、質の高い都市環境への関心の高まり ● 放置自転車やごみのポイ捨てなどによるまちなみの悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル率が低く、ごみ減量化が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球環境問題が深刻化してきており、地域としての取組が必要 ● 民生部門(家庭・業務)での温室効果ガス排出削減が課題
既存の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道が多く、比較的コンパクトなまちが形成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民団体などとの協働による河川清掃や菜の花の栽培などの取組 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源マップづくりやまち歩きの実践 ● ポイ捨てごみ禁止や落書きをなくすキャンペーンなどの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみのたい肥化や分別収集の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境家計簿の取組 ● 中小企業におけるカーボンオフセット事業への参加の検討 ● 環境ビジネス参入への支援



■ 計画を進めるために

本計画を具体化していくためには、市民・事業者・民間団体・行政が協働・連携しながら推進していくことが重要です。

そのため、以下に示す体制のもと、計画の推進、進行管理を行います。



第2章 東大阪市の環境の状況

第1節 生活環境

1 大気の状態

大気汚染は、工場・事業場等のボイラー、焼却炉などの燃焼施設や自動車などの輸送機関から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんなどのばい煙、一酸化炭素、炭化水素などの有害物質や、大気汚染物質から二次生成される光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)などにより引き起こされます。これら大気を汚染する物質は数多く、物理的、化学的性質も多種多様であり、種々の要因によって人々が健康で安全かつ快適な生活を阻害するものです。

また、大気汚染の実態把握や解析については、汚染物質の排出状況や、地形並びに気象条件等の影響を考慮する必要があります。

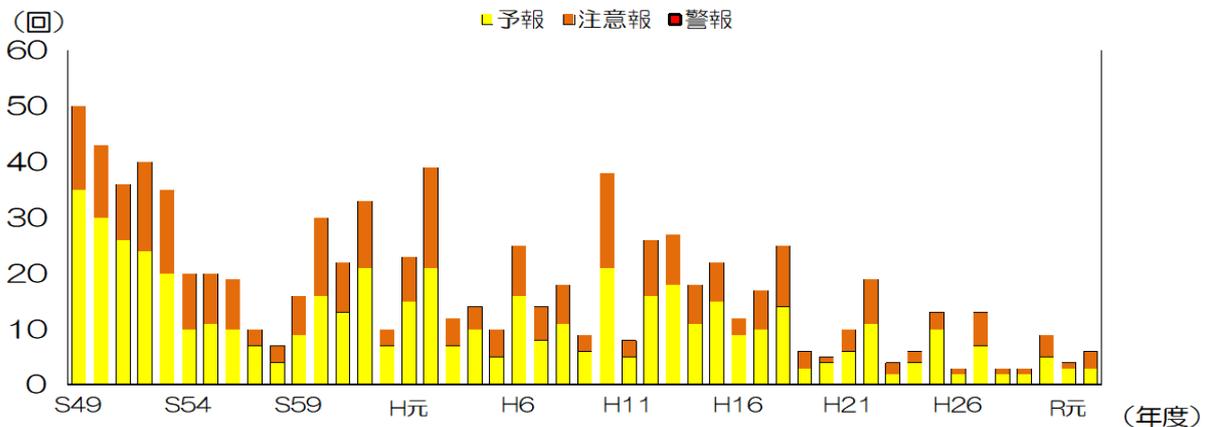
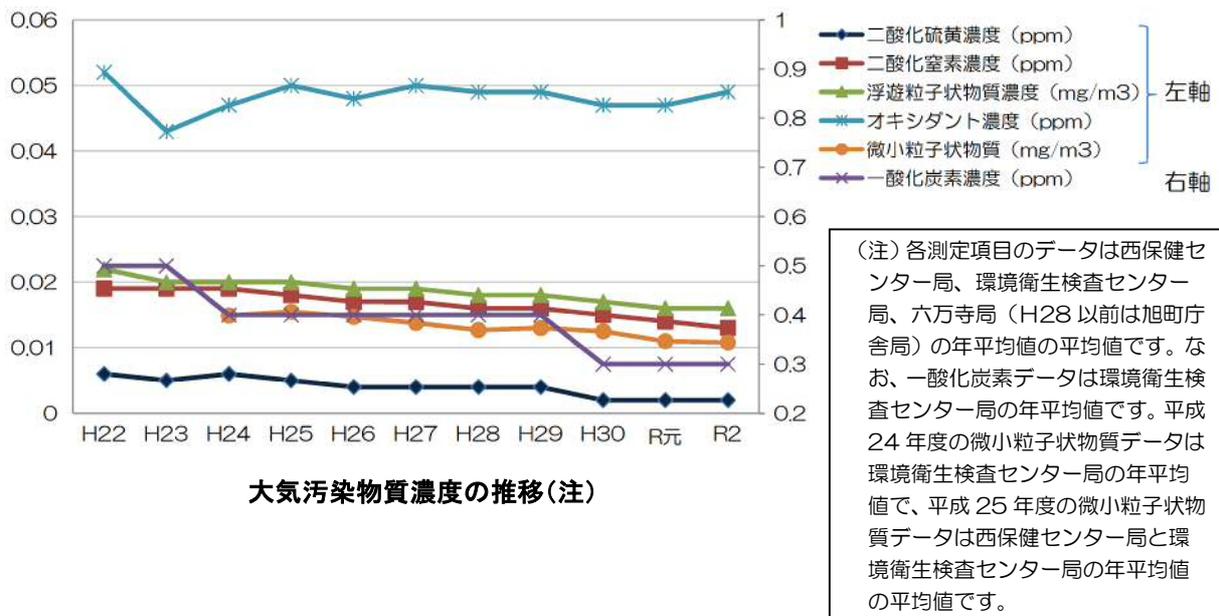
本市における大気汚染の概要は、固定発生源である市域内に点在する中小企業等の工場・事業場と、移動発生源である市内縦横に貫通している国道308号、府道大阪中央環状線、国道170号などの幹線道路や阪神高速東大阪線、近畿自動車道、第二阪奈有料道路の自動車排出ガスが考えられます。また、海外や周辺地域等からもたらされる汚染物質による影響も考えられます。

東大阪市内では、西保健センター局、六万寺局、環境衛生検査センター局の3箇所では各種大気汚染物質の測定を行っています。なお、下六万寺町の六万寺局(仮設)は、南四条町に移設し名称を六万寺局とし3月26日から旭町庁舎局及び六万寺局(仮設)の継続局として測定を開始しました。平成21年9月に新たに大気汚染に係る環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)については、平成24年4月より順次測定を開始し、平成26年3月以降は全局で測定しています。また、令和2年度も前年度に引き続き、4季(春、夏、秋、冬)に微小粒子状物質(PM2.5)の成分測定を環境衛生検査センター局で行いました。



主な大気汚染物質濃度の推移を見ると、全体的に横ばい若しくは改善傾向にあります。令和2年度については、光化学オキシダントについては全局で、環境基準を達成できず、浮遊粒子状物質については全局で、環境基準を達成できました。微小粒子状物質(PM2.5)については全局で長期基準を達成できましたが、短期基準の環境基準は達成できませんでした。光化学スモッグ情報の発令は年度によりばらつきがあります。なお、令和2年度は東大阪地域で光化学スモッグ予報3回、注意報3回が発令されましたが、東大阪地域では被害の訴えはありませんでした。

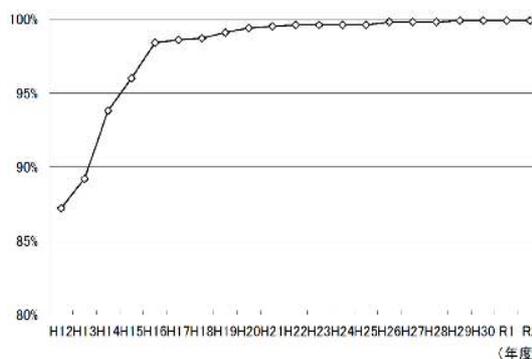
項目	環境基準値
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。



2 水の状況

東大阪市内を流れる主要な河川は、上流域と下流域の高低差が少ないため緩流で、水源の生駒山西側の急斜面から流れる自然水も降雨時には急流となりますが、常時は少ない水量となる地形であるところから、自然浄化の乏しい特性をもっています。本市は大阪市の隣接都市として発達した産業形態から、西地区を主とする電気メッキ業及び市内全体に広がる金属製品製造業が数多く存在していますが、それらの工場からの有害物質や重金属を含む汚水は排水処理設備で処理されてそのほとんどは現在下水道へ放流されています。

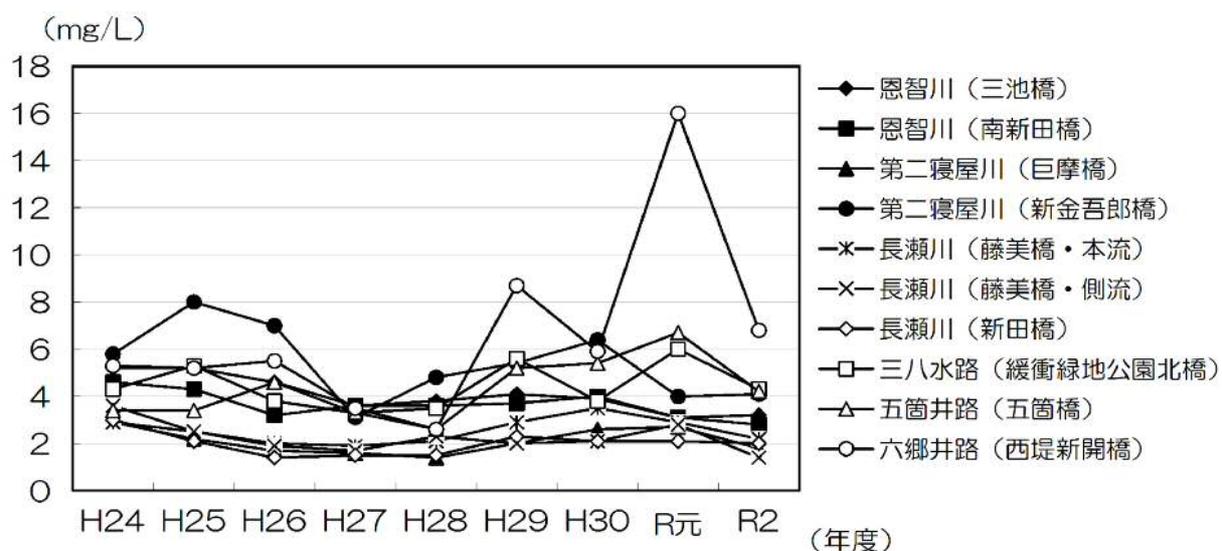
工場排水規制が進んできた近年では、一般家庭排水による汚濁負荷が河川の汚れの大きな原因となり、その対策として下水道整備の推進と合わせ、生活排水対策指導員の育成を進めてきましたが、下水道整備が進み、生活排水対策地域が大幅に減少したことにより、生活排水対策指導員の育成事業は終了しました。なお、令和2年度末時点で、下水道の普及状況は面積整備率で98.6%、人口普及率で99.9%となっています。



下水道の人口普及率の推移

中河内の東大阪、八尾、柏原3市に共通する恩智川については、市民団体や企業との協働のもと、水辺環境の改善に向けて、恩智川環境ネットワーク会議、恩智川クリーンUPなどの取組が進められてきました。

市内主要河川の水質調査は、3河川、3井路水路10測定点で行っており、令和2年度調査の結果は下図のとおりで、BOD（生物化学的酸素要求量）について、環境基準が適用される恩智川（5mg/L以下）の2地点と第二寝屋川（8mg/L以下）の2地点の全ての地点で基準を達成しました。



BOD年平均値の推移

3 騒音・振動の状況

近年、生活環境の質の向上への要求が高まり、生活様式の多様化等により騒音問題も複雑化する傾向がみられます。

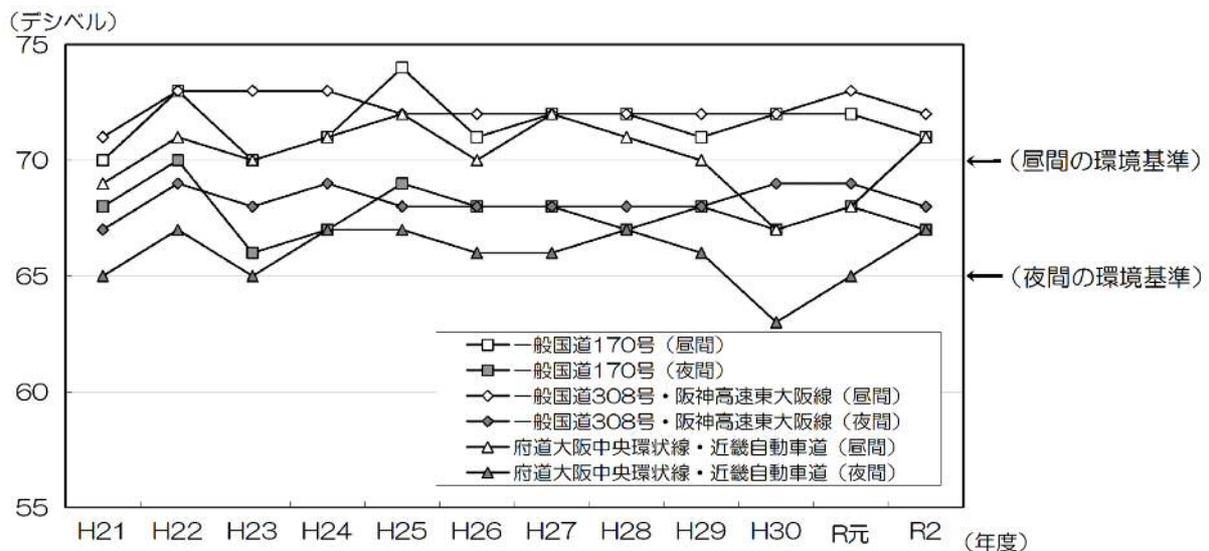
騒音とは、多くの人から好ましくない意識される音で、事業活動やその他人の活動に伴って、健康や生活環境に係る被害を生じるものをいいます。振動については、感覚的被害とともに建物のひび割れ等物的被害が生ずることもあります。

騒音・振動公害は発生源と生活空間との近接に起因するため、過密な都市構造や住工混在が随所にみられる本市では、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7種類を指します）における苦情件数の半数を占めるに至っています。

これらの発生源には、①工場・事業場、②建設作業、③道路、④鉄軌道、⑤航空機、⑥その他（生活騒音など）に分類され、「騒音規制法」、「振動規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」並びに「東大阪市生活環境保全等に関する条例」に基づき、それぞれに応じた対策を進めています。

しかし、一般家庭の空調機器、ペットの鳴き声などが代表とされる生活騒音は、その性格上、法律や条例の規制に馴染みにくいため、関係部局と連携し、パンフレット配布などの市民啓発を実施しています。

道路に面する地域については、市内の主要幹線道路沿道6定点の調査を実施しており、令和2年度調査の環境騒音は、常時監視路線である3路線の道路端における騒音レベルは、昼間71～72デシベル、夜間67～68デシベルであり、環境基準（昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下）を満たしておらず、騒音レベルの経年変化をみると、ほぼ横ばい状態にあります。



常時監視路線における環境騒音の推移

4 土壌・地盤の状況

本市の地形は、東部には生駒山を持つ生駒山地と小扇状地があり、西には大阪平野が広がっています。この平野部は3～6世紀にかけては入海で、旧大和川からの土砂の堆積により、しだいに平地になってきたものです。また、旧大和川とその支流がつくりだした氾濫原であったため、山ろくを除いて概ねO.P.（大阪湾最低潮位 Osaka Peil：海拔+1.3m）2～8mの河川洪水面下の低湿な平坦部でした。

17～19世紀には地下水の汲み上げが盛んとなり、地下水の過剰採取によって地下水位が低下し、これに伴い軟弱な粘土層が圧密沈下することにより、地盤沈下が起こりました。昭和40年代に記録した年間数十cmにのぼる地盤沈下地点も、近年は、「東大阪市生活環境保全等に関する条例」などに基づき、地下水の汲み上げ規制を行っており、地盤沈下も沈静化を示しています。

土壌汚染については、メッキ工場や金属の表面処理加工を行う工場からの酸、アルカリ、有害物質を含む汚水が地下に浸透して付近の土壌を汚染したりしないよう、「瀬戸内海環境保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」、「土壌汚染対策法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」並びに「東大阪市生活環境保全等に関する条例」に基づき、排水規制・総量規制を行っており、これらの工場からの有害物質や重金属を含む汚水は排水処理設備で処理されて放流されています。

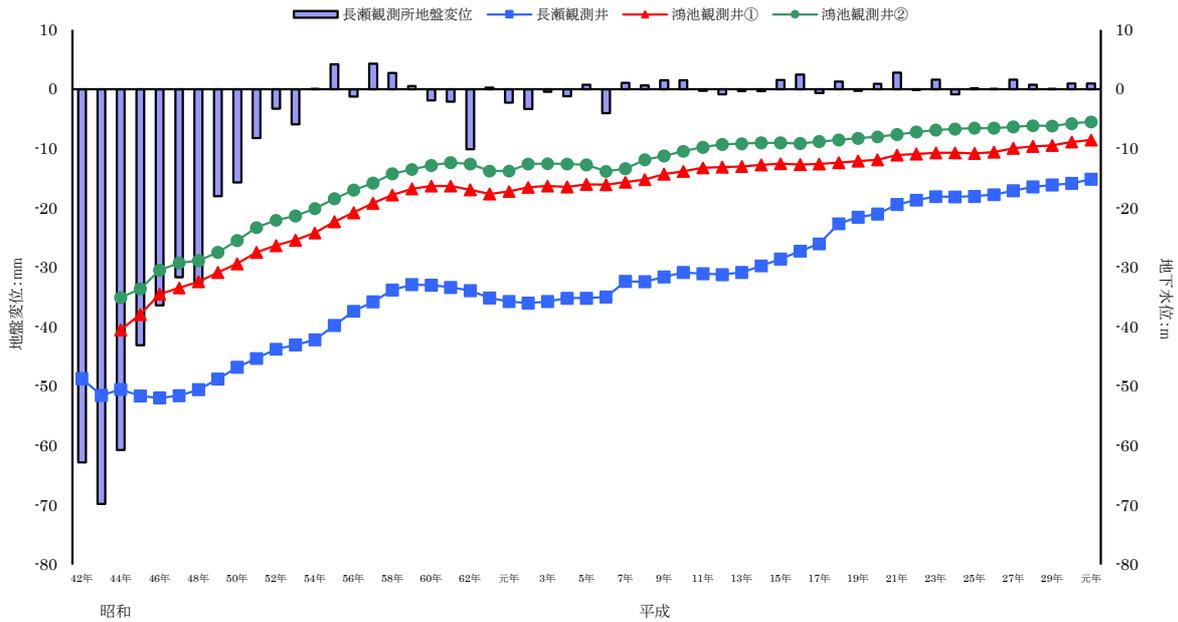
■地盤沈下

市域の地下水採取量は、昭和41年の日量6万5千 m^3 をピークに漸減し、昭和46年頃より日量1万 m^3 昭和52年頃より日量5千 m^3 昭和57年より日量2千 m^3 程度となっています。

地盤沈下の状況を科学的に把握するため、府では本市域内に2箇所の地盤沈下観測所を設置し、地下水位を常時観測しています。地下水位は近年、上昇傾向にあります。

■土壌汚染

平成15年2月に土壌汚染対策法が施行されてから令和3年3月末までで同法に基づく土壌調査報告件数は38件、その内指定区域は17件となっております。また、大阪府条例に基づく土地の利用履歴調査報告は228件、土壌調査報告は13件です。



地下水水位及び地盤変位の経年変化

5 有害化学物質などの状況

有機塩素化合物、ダイオキシン類及び内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）による人の健康や生態系への影響が社会的な問題となっています。

健康への影響を未然に防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月に施行され、大気、水質、土壌についての環境基準が設定されました。また、大気及び水質について規制の対象となる特定施設が指定され、施設ごとに大気排出基準及び水質排出基準が定められました。令和2年度末現在、大気基準適用施設として廃棄物焼却炉6事業所15施設、水質基準対象施設として廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設2事業所2施設、下水道終末処理施設2事業所12施設が規制の対象となっており、これらの事業所に対しては立入調査を行い、排出ガス及び排出水に係る基準の遵守、排出ガス、排出水、燃え殻、ばいじんのダイオキシン類濃度測定などについて指導し、必要に応じて測定を実施しています。

また、本市においては、平成9年度よりダイオキシン類の監視を継続的に行っています。令和2年度の大気環境、水質環境（河川水）及び底質環境の測定結果を見ると、大気環境については、環境衛生検査センター屋上、六万寺局屋上ともに環境基準を満たしています。水質環境（河川水）については、第二寝屋川（新金吾郎橋）、恩智川（三池橋）では環境基準を満たしておりますが、恩智川（南新田橋）では環境基準の超過が見られました。また、底質については、第二寝屋川、恩智川ともに環境基準を満たしています。

6 環境状況の把握

(1) 指定工場等設置・変更許可の状況

「東大阪市生活環境保全等に関する条例」により、規則で定められた工場、事業場（以下「指定工場等」という。）を新たに設置する場合や、指定工場等の機械設備の増設、建屋の増改築などの変更をする場合は、申請により許可を受けなければなりません。

この申請に基づき、騒音・振動・大気・水質・地下浸透防止、その他規定された事項についての公害の防止が適切であるかどうかの審査を行っています。

これに基づく令和2年度の許可件数は設置許可46件、変更許可45件の合計91件です。設置許可については工場、倉庫、駐車場が43件で93%を占め、変更許可については、工場の変更が36件で80%を占めています。

過去5年間の指定工場等許可申請の受理、許可、合格件数の経年変化は次表のとおりです。

なお、環境管理の国際規格（ISO14001s）等の取得に伴う指定工場等許可申請の割合が増加しています。

指定工場等許可申請の受理、許可、合格件数の経年変化

年 度	受 理	許 可	設 置 許 可						変 更 許 可						合 格
			計	工 場	倉 庫	駐 車 場	貸 工 場 等	そ の 他	計	工 場	倉 庫	駐 車 場	貸 工 場 等	そ の 他	
27	111	109	54	23	19	7	3	2	55	38	4	6	0	7	79
28	141	141	68	22	31	10	3	2	73	52	9	5	0	7	139
29	101	99	47	18	17	8	2	2	52	38	6	3	0	5	83
30	124	124	61	26	22	4	5	4	63	52	5	3	2	1	100
R元	100	100	51	18	21	10	0	2	49	33	4	4	0	8	96
R2	91	91	46	16	23	4	3	2	45	36	3	1	0	5	62

(2) 地下水採取許可の状況

「東大阪市生活環境保全等に関する条例」においては、地盤沈下を防止するため、揚水設備による地下水の採取が規制されていますが、ただし書きによって規則で定める地域内及び用途、技術的基準に適合する場合にあっては、申請により許可を受けることで採取が可能となります。

規則で定める地域は概ね恩智川以西（鷹殿町を除く）の1区域と旧国道170号線以西の2区域、旧国道170号線以东の3区域とそのなかの工業用水敷設地区の4区域の計4区分としています。また、地下水採取用途は水稻栽培用、農林水産用、温泉用、環境用（河川、公園、緑地等の修景等の用に供するもの）、非常用、工業用などとし、技術的基準には揚水機の吐出口の断面積、井戸のストレーナーの位置、井戸の深さの規定が設けられています。



地下水採取区域の境界

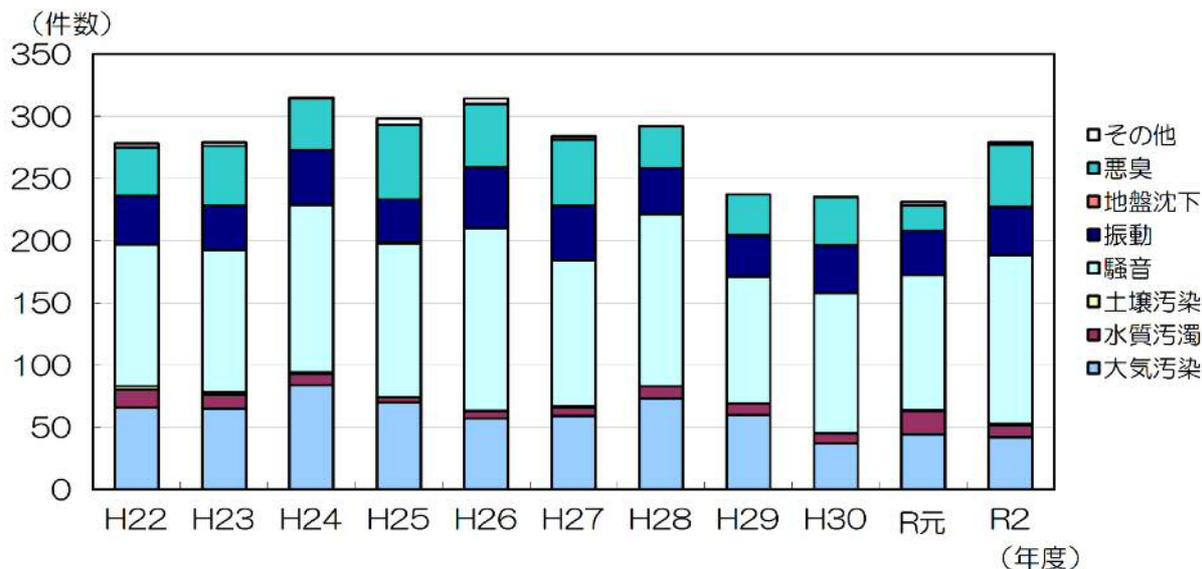
年度	許可	水稻栽培用	農林水産用	温泉用	環境用	非常用	非常用のほか(3)	工業用	非常・工業用のほか(4)
R2	1	1							
R元	3	3							
H30	4	1	3						
H29	3	1	2						
H28	4		4						
H27	4		4						
H26	7	6		1					
H25	1		1						
H24	0								
H23	0								
H22	7		4	1	2				

7 その他

(1) 苦情発生状況の概要

令和2年度の苦情受付件数は279件で、公害の種類別では騒音135件(48%)、大気汚染42件(15%)、振動39件(14%)、悪臭50件(37%)で、全体の95%を占めています。

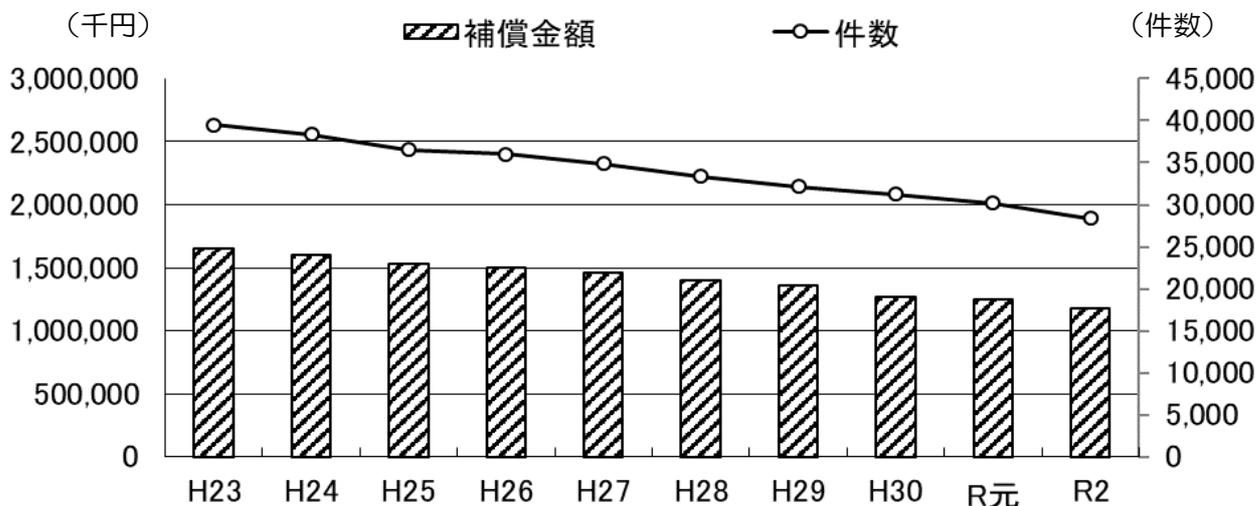
解体工事などの建設工事に対する苦情の増加、工場跡地への住居の進出により住工混在がより一層進んでいる現状では、今後も苦情が減少する可能性は少ないと考えられます。



年度別苦情受付状況

(2) 公害健康被害補償事業

大気汚染の影響による健康被害などの迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的として、補償給付事業や保健福祉事業、健康被害予防事業を実施しています。公害健康被害補償件数及び補償金額は年々減少傾向にあります。



公害健康被害補償件数及び補償金額の推移

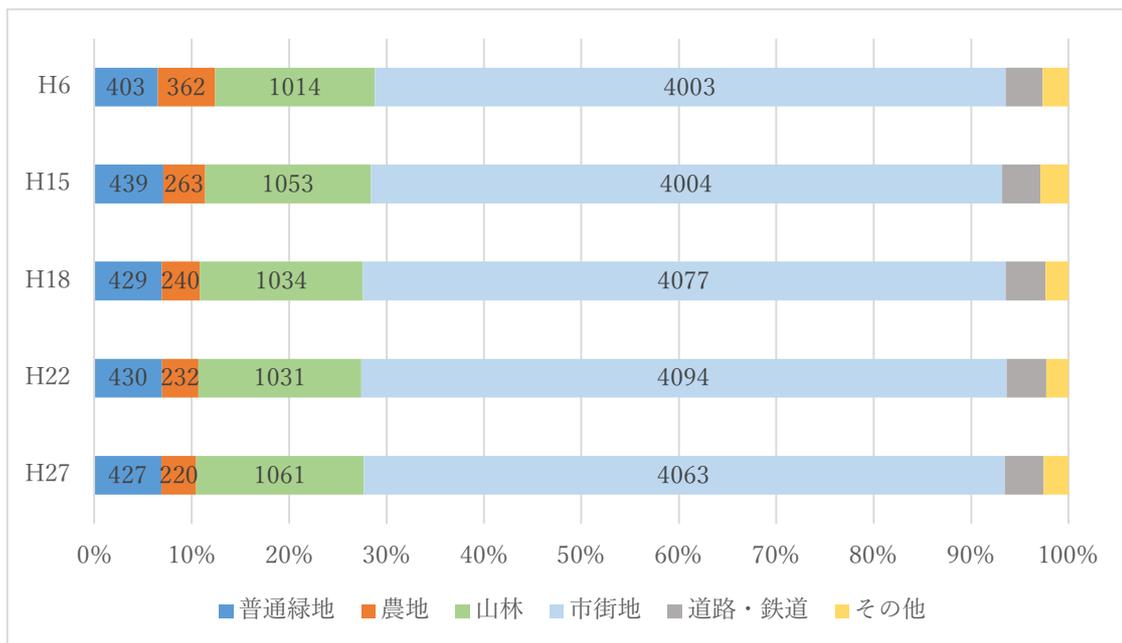
第2節 自然環境

1 水・緑の状況

本市の土地利用のうち、公園や学校などの普通緑地と農地、山林を合わせると、約1,707haあり、市域の約3割が緑で占められていますが、年々減少傾向にあります。

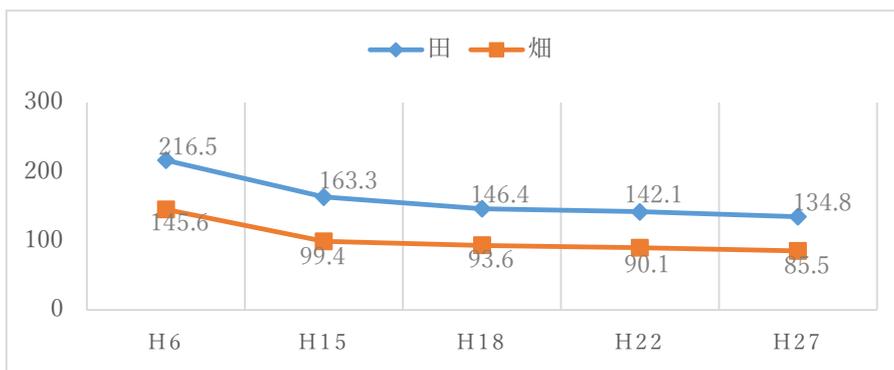
樹林地に関する面的な地域制緑地としては、風致地区、国定公園、特別緑地保全地区、生産緑地地区があげられます。風致地区として約383ha、国定公園として金剛生駒紀泉国定公園の東大阪市域分である約841ha、特別緑地保全地区として約0.5ha、生産緑地地区として約111haが指定されています。

また、都市計画公園としての開設箇所は114箇所136.33haとなっています。（令和3年3月末現在）



土地利用

市内の田・畑の面積の推移について見ると、ともに減少傾向にあり、平成6年と平成22年を比較すると3割以上減少しています。



田・畑の面積の推移

2 生物多様性

本市には身近な生き物やその生息地が見られますが、市街地の自然は孤立しており、市街化によって破壊されやすい傾向にあります。

貴重種に関しては、平成12年3月に公表された『大阪府における保護上重要な野生生物（大阪府レッドデータブック）』によると、中河内地域に以下の種が出現するとされています。

	絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	要注目	分野合計
植物	8	13	11	8	4	6	50
ほ乳類	—	—	—	1	—	—	1
鳥類	—	—	18	44	4	11	77
は虫類	—	—	—	—	2	2	4
両生類	—	1	1	1	—	3	6
昆虫類	1	5	8	25	—	3	42

※『大阪府における保護上重要な野生生物（大阪府レッドデータブック）（平成12年3月）』は、作成後の研究の進展、生物多様性をめぐる認識の変化、府内の野生動植物の生息環境の変化などから平成26年3月に『大阪府レッドリスト2014』に改定され、新たに704種を追加し、合計1485種を選定している。

3 自然再生の取り組み

本市には地球環境への負荷の低減、地球環境の改善その他の豊かな環境を創造する事業を実施するため、平成20年4月に「東大阪市豊かな環境創造基金」を創設しております。

	公共的施設の整備	環境教育の推進	環境啓発・改善活動
平成20年度	—	3団体	6団体
平成21年度	1団体	4団体	2団体
平成22年度	1団体	7団体	4団体
平成23年度	—	6団体	2団体
平成24年度	—	4団体	2団体
平成25年度	—	5団体	1団体
平成26年度	—	3団体	3団体
平成27年度	—	4団体	2団体
平成28年度	—	5団体	2団体
平成29年度	—	3団体	1団体
平成30年度	—	2団体	1団体
令和元年度	—	3団体	1団体
令和2年度	—	—	—

[取組例]

○屋敷林での環境教育、景観保全活動

(今米緑地保全会)

資源を活用した屋敷林や建物での催し、有識者を招いての「みどり塾」の開催、屋敷林の植生調査等を通じて、屋敷林への認識・理解がある人材を育て、景観維持の保全をめざす。



第3節 都市環境

1 まちなみ・公共空間

(1) 景観形成

本市では、「東大阪らしい景観」を市民・事業者・大学・行政が協働でつくり育てていくため、平成17年11月に策定した東大阪市景観形成基本計画に基づく景観づくりに取り組んでいます。

また、市民及び通勤者が、まちの美観に関心事とし深められるよう、市内自治会、ボランティア団体、市議会議員及び行政の協力により、市内公園における「落書きをなくすキャンペーン」や駅前における「ポイ捨てごみ禁止のキャンペーン」などを行っています。

さらに、本市では、屋外広告物法に基づいた「東大阪市屋外広告物条例」及び景観法に基づく「東大阪市景観条例」を制定し、景観と調和する安全な広告物を掲出してもらうためのルールや、良好な景観の形成を推進するための基本的事項を定めています。

(2) 不法投棄対策

平成15年4月、環境部に美化推進課を設置し、多発するまちの不法投棄ごみ問題に迅速に対応するとともに、不法投棄防止のため、職員による啓発指導及び、市内巡回パトロール、市民からの不法投棄ごみの通報による対応などを行っています。

不法投棄ごみの処理状況

	処理件数		計	可燃ごみ 処理量(t)	不燃ごみ 処理量(t)	資源ごみ 処理量(t)	計
	パトロール	電話					
平成21年度	1,676	1,487	3,163	174.55	483.59	1.06	659.20
平成22年度	1,953	1,690	3,643	245.89	509.93	1.22	757.04
平成23年度	1,989	1,571	3,560	258.95	503.57	0.59	763.11
平成24年度	1,459	1,351	2,810	273.66	403.51	0.74	677.91
平成25年度	1,065	1,136	2,201	280.89	314.48	0.86	596.23
平成26年度	1,028	1,023	2,051	312.58	261.95	0.41	574.94
平成27年度	825	761	1,586	320.23	205.30	0.48	526.01
平成28年度	645	549	1,194	319.15	183.85	0.58	503.58
平成29年度	759	591	1,350	299.32	143.87	0.75	443.94
平成30年度	923	450	1,373	334.18	151.19	1.09	486.46
令和元年度	773	725	1,498	376.66	83.02	0.78	460.46
令和2年度	626	621	1,247	259.56	86.92	0.21	346.69

2 歴史・文化的環境

市内には、国指定文化財である鴻池新田会所をはじめ、121 件の指定文化財があります。
 (国指定文化財 4 件、府指定文化財 28 件、市指定文化財 89 件)
 また、25 件の国の登録文化財があります。

指定文化財の件数

(令和元年 11 月 1 日現在)

	有形文化財								無形文化財	選定保存技術	民俗文化財		記念物			天然記念物	計
	建造物	彫刻	絵画	工芸品	書籍	文書	典籍	考古資料			有形	無形	史跡	史跡名勝	名勝		
国指定	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	4
府指定	2	11	1	1	-	-	-	6	1	-	-	1	3	-	1	1	28
市指定	11	18 (1)	9	4	3	3 (1)	1	2	-	-	9	1	18 (1)	1	1	8	89 (3)
計	14	29	10	5	3	3	1	8	1	-	9	2	24	1	2	9	121

() 内は規則指定

登録文化財の件数

(令和元年 11 月 1 日現在)

	有形文化財	民俗文化財	記念物	計
国登録	25	0	0	25



鴻池新田会所庭園



山畑古墳群

第4節 循環型社会

(1) 一般廃棄物

ごみ処理事業は、市民の健康で快適な生活を維持するために、一日も欠かすことのできない市民生活に最も密着した事業の一つです。

一般廃棄物の排出量の状況は、総排出量・1人あたりとも減少傾向にあります。令和元年度の総排出量は176千tであり、家庭系ごみの1人あたり1日平均排出量は545gとなっています。

本市では、東大阪市一般廃棄物処理基本計画を策定し、循環型社会の構築のため、ごみの減量に努め、資源ごみ（資源化物）の分別収集に取り組んでいます。現在、あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトルの分別収集、蛍光灯、乾電池、小型充電式電池、古紙類、ペットボトル、紙パック、小型家電の拠点回収（市の関連施設や回収協力店）、また地域で実施する集団回収で新聞・雑誌類・ダンボール・古布などの資源化を行っています。

令和元年度の総資源化量は25,721tで、資源化率は13.3%となっています。

今後も、現在のごみ排出量の減少傾向を維持するように、さらなるごみの減量を推進していくことが必要です。

(2) 産業廃棄物

本市では、「廃棄物処理法」及び「東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」に基づき、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対して、立入調査の実施や処理状況の報告を求めるなど、適正処理の推進に向けた規制・指導等を行っています。

排出事業者に対して、令和2年度は508件の立入検査を行いました。

また、多量排出事業者からは、産業廃棄物処理計画書等が72通提出され、産業廃棄物の減量化に向けた取組みについて、状況把握しました。

高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、令和2年度までに合計1,239台のコンデンサー等が中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所で処理され、登録の92.3%が処理されました。また、29,209kgの安定器等が北九州PCB処理事業所で処理され、登録の78.3%が処理されました。

処理業者に対しては、令和2年度は22件の立入検査を行いました。

「自動車リサイクル法」に基づく解体業者、破碎業者、引取業者及びフロン類回収業者の規制・指導等を実施しています。令和2年度は30件の立入検査を行いました。

第5節 地球環境保全

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、地球温暖化という地球規模の大きな問題に直面しています。温暖化の進行により、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変動が生じ、自然災害の発生をはじめ、食料、健康などへの様々な影響や、人々の日常生活や事業活動にも影響が及ぶことが懸念されています。

地球温暖化を巡る動向については、第2次環境基本計画期間の10年間で大きく変化しました。この間における最も大きな国際的動向として、2015（平成27）年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020（令和2）年以降の気候変動対策について、途上国を含むすべての国が協調して温室効果ガス削減に取り組む初の国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2度未満に保ち、1.5度に抑える努力をしていくことが明記されました。また、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ（人為的な温室効果ガスの排出と自然による吸収量とのバランスを取る）とする目標を掲げています。

パリ協定の採択を受け、我が国は2015（平成27）年7月の地球温暖化対策推進本部において、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26.0%減（2005年（平成17）年度比で25.4%減）の水準とする削減目標として「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」（以下「温対計画」という。）が2016（平成28）年5月13日に閣議決定されました。温対計画では、目指すべき方向として、①中期目標〔2030（令和12）年度26%削減（2013（平成25）年度比）〕の達成に向けた取り組み、②長期的な目標〔2050（令和32）年までに80%削減（2013（平成25）年度比）を目指す〕を見据えた戦略的取り組み、③世界の温室効果ガスの削減に向けた取り組みの3つを掲げました。

さらに、2020年10月には、菅内閣総理大臣が所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。この宣言を受けて、2020年12月に経済産業省が「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。また、2050年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや企業の脱炭素経営の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を、令和3年3月に閣議決定しました。

本市においては、2020年3月に第3次地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し、2020年（令和2年）5月に地球温暖化対策のための大きな目標として、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」を表明しました。

第3章 環境施策の実施状況

第1節 健康で安心して暮らせるまちづくり【生活環境】

1 大気のかれいさを確保する

(1) 工場・事業場からの汚染物質を減らす

① 関係法令などに基づく排出規制・総量規制の徹底

・大気排出規制・総量規制業務(窓口相談、届出審査、立入調査)を実施

② 未規制工場・事業場に対する汚染物質の排出削減について指導・啓発

・未規制工場・事業場に対する汚染物質の排出削減について指導・啓発

③ 悪臭物質に係る規制指導の徹底

・悪臭物質に係る規制指導(窓口相談、届出審査、立入調査など)を実施

(2) 自動車からの汚染物質を減らす

① 低公害車及び低 NO_x 車の公用車への率先導入及び民間への普及の促進

・電気自動車について、充電設備を市民が使いやすくすることによって、低公害車の利用を促進する

② 自動車の点検整備の徹底の啓発

・自動車の点検整備を徹底することで、整備不良による汚染物質の飛散防止及び燃費の改善に資する【HP等での広報による周知を実施】

③ 自動車利用の抑制のための公共交通機関の整備・利便性の向上

・大阪外環状線鉄道の建設に向け、関係者機関との協議を実施するとともに、新駅設置事業を推進【新大阪・放出区間開業、事業達成】

・大阪モノレールの門真駅からの南伸が決定し、都市の活性化や沿線まちづくりの促進の観点から、大阪府都市交通課と協働で駅前広場等の都市計画決定を実施。

・安全かつ円滑な通行を確保するとともに、自転車等の利用者の利便を図るため、自転車駐車を運営管理【適切に啓発活動及び自転車駐車を管理】

④ 環境に配慮した交通への転換

・市民に公共交通機関の利用を促し、環境に配慮した行動を促すためにHP等によって啓発

・駐車場の設置に際し、アイドリングストップ等の啓発看板を設置【看板設置率(合格率)100%】

・アイドリングの苦情に対して、府へ指導を要請するとともに、必要に応じ調査に協力

・環境イベントなどでエコドライブシミュレーターを活用してエコドライブの啓発を実施【イベント中止のため実施できなかった】

⑤ 大気汚染物質の浄化の推進

・大阪府自然環境保全条例により、緑化を指導

⑥ 交通の円滑化

- ・JR 徳庵駅東側にエレベーターを設置する基本設計業務に着手
- ・防護柵・道路照明灯・道路反射鏡・視線誘導標・区画線・交差点改良・誘導ブロックを設置
- ・道路改良、歩道改良等による車輛・通行者の安全性を確保
- ・駅前広場の整備を推進

2 水のきれいさを確保する

(1) 汚染物質の発生を減らす

■工場・事業場対策

①関係法令などに基づく排水規制・総量規制の徹底

- ・水質汚濁を発生する工場等に対し、届出受理・許可・立入検査を実施。また、新設変更する工場等に許可を行い、規制基準の遵守状況を確認するため立入検査を実施

②未規制工場・事業場に対する汚染物質の排出削減について指導・啓発

- ・未規制工場・事業場に対し、啓發文書の配布、工場事業場の立入をもって汚染物質の排出削減について指導を行うとともに、下水道整備地区においては速やかなる下水道接続を促す

■生活排水対策

③公共下水道などの整備の効率的な推進

- ・公共下水道整備事業の実施 【普及率:99.9%】

④供用区域での下水道接続の啓発

- ・下水道供用区域内の未水洗化家屋を戸別訪問し、住民に情報を提供・水洗化の勧奨を行うと共に現場環境の確認と水洗化阻害要因を把握

⑤生活排水対策に関する啓発

- ・恩智川クリーンリバープロジェクトの実施 【実施済】

(2) 浄化機能を高める

①植生や自然工法による浄化機能の保全・向上

- 【対応箇所がないため、実施事業なし】

②農業用水路などの流量確保対策の検討

- ・農業用排水施設整備(都市農業活性化農地活用事業)の申請に応じて適切に対応 【申請件数:19件】

③底質の汚染が著しい場合は、しゅんせつなどによる直接浄化対策を行うとともに、浄化機能の回復

- 【対応箇所がないため、実施事業なし】

3 静けさを確保する

(1) 事業活動からの騒音・振動を減らす

①工場・事業場に対する関係法令に基づく騒音・振動規制の徹底

- ・騒音・振動を発生する工場・事業場に対し、届出受理・許可・立入検査を実施。また、新設変更する工場等に許可を行い、規制基準の遵守状況を確認するため立入検査を実施

②建設工事に対する関係法令に基づく騒音・振動規制の徹底

- ・建設工事に伴う騒音・振動に関して、窓口相談や届出審査、立入調査を実施 【苦情解決率:90%】

③事業者に対する騒音・振動防止の啓発

- ・建設事業者に対し、騒音・振動に関して、窓口相談や届出審査を実施 【届出審査:921件】

(2) 道路や鉄道など交通騒音を減らす

①道路管理者への道路騒音・振動の軽減対策の要望

- ・交通騒音・振動が基準を超える場合、管理者に対して防音壁等を設置するよう要請
- ・道路築造時の機能を維持するため、維持補修や高規格舗装を実施 【事業面積:34535.3.0 m²】
- ・市民の生活環境の改善を図るため、私道舗装事業を実施 【事業面積:3772.6 m²】
- ・生活道路として法定外公共物を整備、市道網を補完 【事業面積:1265.1 m²】

②鉄道事業者など公共交通機関事業者への騒音・振動の軽減対策の要望

- ・鉄軌道騒音・振動が基準を超える場合、鉄道事業者に対して軽減するよう要請

(3) 生活騒音に対応する

①生活騒音の防止に係る市民啓発

- ・生活騒音防止に向けての相談業務を実施

②地域で解決していくための手段の提案

- ・【再掲】生活騒音防止に向けての相談業務を実施

(4) その他

①騒音・振動に関する未規制の環境問題発生時の迅速な情報収集

- ・新規情報の収集及び提供に伴う相談業務を実施

4 土・地盤の安全を確保する

(1) 土壌・地下水汚染の防止を図る

①工場・事業場に対する土壌・地下水汚染防止に関する指導

- ・土壌・地下水汚染を発生する工場・事業場に対し、届出受理・立入検査を実施
- ・新設変更する工場等に許可を行い、規制基準の遵守状況を確認するため立入検査を実施

②汚染土壌の適正な処理に関する指導

- ・土地所有者等が行う土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置に対する指導を実施
- ・土壌汚染対策法に基づき、適正な許認可業務、指導・立ち入り等を実施

③低毒性農薬への転換・使用量削減の促進

- ・府、農協、市等で構成される東大阪市農業振興啓発協議会に補助金を交付
- ・農地を守り、エコ農産物を普及し、地産地消を促進するファームマイレージ2事業を実施【エコ農産物の生産者数:209件】

④土壌・地下水汚染に関する情報の収集・提供

- ・土地所有者等が行う土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置に対する指導を実施

(2) 地盤沈下の防止を図る

①地下水の採取規制

- ・申請に対して、適切に審査し許認可

②地盤沈下に関する情報の収集・提供

- ・新聞、インターネット等を利用した情報提供を実施

5 有害化学物質等に対する安全性を確保する

(1) 環境への有害化学物質の排出を減らす

①工場・事業場に対する有害化学物質に関する規制指導の徹底

- ・有害化学物質を発生する工場・事業場に対し、届出受理・許可・立入検査を実施
- ・新設変更する工場等に許可を行い、規制基準の遵守状況を確認するため立入検査を実施

②未規制有害物質の使用実態把握

- ・環境リスクを減らす取り組みを進めるために、各事業所毎の法・府条例に基づく排出量などの届出の受理を行う。また、府条例に基づく化学物質管理目標及び達成状況の届出の受理、相談に対する指導、助言を実施

③建築物・工作物の解体工事などにおけるアスベスト飛散防止の徹底指導

- ・アスベスト飛散防止規制業務(届出審査、立入検査)、及び特定建設作業の提出時の窓口指導(調査票の提出)【立入検査:55件】

④野焼きや簡易焼却炉などにおける焼却行為の規制指導の徹底

- ・野焼きや簡易焼却炉等における焼却行為の規制について立入指導を実施

(2) 有害化学物質などについて調査・研究する

①大気・水・土壌中の有機塩素化合物及びダイオキシン類など有害化学物質の環境調査の推進

- ・大気・水・土壌中の有機塩素化合物及びダイオキシン類等有害化学物質の環境調査・測定を実施【大気・水質・土壌の調査測定回数:2回】

②内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)など有害化学物質に関する情報収集

・ウェブサイト等を活用した情報提供

③有害大気汚染物質のモニタリング調査の継続・大気環境濃度、発生源などに関する基礎的情報の収集整理・未然防止の見地から工場・事業場に対する排出抑制の促進

・19種類の物質を測定調査【毎月1回2箇所測定調査】

6 環境状況を把握・提供する

(1) 環境状況を把握する

①大気環境の常時監視

・市内の本市所管3測定局と道路公社所管の第二阪奈道路監視局で、大気汚染データを大気汚染常時監視テレメータシステムで管理、収録

・PM2.5の成分分析を実施【市内1地点(環境衛生検査センター局)で年4回測定】

②河川、水路及び地下水の監視

・公共用水域及び地下水の水質測定計画及び市独自の公共用水域の監視により河川等の水質を測定【3河川・3井路水路10地点の河川水質・6井戸の地下水の測定】

③一般環境及び道路沿道の騒音測定

・騒音測定、交通量、平均走行速度等の調査による環境基準達成状況調査業務を実施【一般環境:15箇所、道路沿道:5箇所】

④酸性雨、ダイオキシン類の調査

・酸性雨、ダイオキシン類の調査、測定を実施【酸性雨:週1回、1箇所、ダイオキシン類:年4回2箇所】

⑤水準測量による地盤沈下の状況把握

・府及び大阪市による幹線測量結果をもとに、水準基標の高さを測定(3年に1回)

(2) 環境情報を提供する

①環境情報システムの整備

・大気汚染常時監視テレメータシステムで収集した市内の測定局の大気汚染データ(PM2.5を含む)をリアルタイムで街頭端末や市ウェブサイトで公表

・「ひがしおおさかの環境(概要版)」の公表

・ウェブサイトで前年度の環境測定の詳細データを公表

②光化学スモッグ予報などの緊急時情報の提供・対応

・光化学スモッグ予報等の発令、解除時に、市施設、市立学校園及び私立保育園等に連絡を行い、のぼりの掲示や発令時の注意等の情報を提供【光化学スモッグ発令時】

・本市微小粒子状物質(PM2.5)対策要領に基づきPM2.5の注意喚起時等に学校園、高齢者施設等へ周知等を行う【注意喚起なし】

③環境情報に関するウェブサイトの充実

・【再掲】大気汚染常時監視テレメータシステムで収集した市内の測定局の大気汚染データ(PM2.5を含む)をリアルタイムで街頭端末や市ウェブサイトで公表

・【再掲】「ひがしおおさかの環境(概要版)」の公表

・【再掲】ウェブサイトで前年度の環境測定の詳細データを公表

④環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策の公表

・環境基本計画に掲げられている施策の進捗状況を取りまとめ、Web サイトで公開し市民・事業者等に情報発信する

7 その他の環境保全対策を進める

(1) 生活環境に係る苦情処理を的確に行う

①公害苦情処理体制の充実と迅速かつ的確な対応

・発生源に立入調査を行い、的確に指導

②公害苦情発生の未然防止

・新設変更する工場等の申請に対し指導・許可を実施

③「光害対策ガイドライン」に基づく指導・啓発

・必要に応じて情報を提供

(2) 事業者の環境保全対策を支援する

①環境マネジメントシステムの導入などの支援

・市内中小企業者へ環境マネジメントシステムを普及させるためのセミナーを開催【4回開催】

②事業者の自主的環境管理を推進するため騒音計など公害測定機器の貸出

・騒音振動等公害測定機器の貸出を実施【貸出件数:109件】

(3) 公害健康被害対策を推進する

①公害健康被害補償給付事業の円滑な運用

・健康被害に対する補償給付を実施【公害認定患者数:980人】

②公害保健福祉事業の推進

・健康の回復増進のため、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業を実施【扶助費実績:7,937,785円、実施者数:232人】

第2節 身近に自然とふれあえるまちづくり【自然環境】

1 身近に水・緑とふれあえる環境をつくる

(1) 公園・緑地を増やす

①最も身近に緑とふれあえる空間として、都市公園などの体系的整備の推進

・公園整備事業を実施【事業実施数:3公園】

②市街地に隣接し身近にふれあう緑地の永続的な保全の推進

・保存樹木等への継続的な助成を実施

(2) 多様な緑化を推進する

①道路、公園、学校などの公共施設の緑化の推進

- ・道路改良、歩道改良等の際に、可能なものについては植栽を実施
- ・公園愛護会、自治会と協議しつつ、各公園の状況に応じて、高木及び花木の植栽を実施【公園への高木花木の植栽本数:1674本】
- ・駅前広場における緑化の推進【プランター設置率:100%】
- ・東大阪市立学校園校庭芝生化事業【芝生の維持管理】
- ・地域における継続的な緑化活動を推進するため、花とみどりの知識や技術等の習得を目的とした緑化ボランティア養成講座を実施し、地域の指導者として活動の核となる人材の確保と育成を目指す【修了証取得者数(累計)165名】
- ・緑化ボランティア養成講座修了生を中心に駅前広場や庁舎周辺等の公共施設等の緑化を進める【実施箇所数(累計)6カ所】
- ・幼稚園、小・中学校の教員や地域の代表などが種から花を育成する手法を学習し、子どもたちや地域の人と一緒に花を育てることで、植物の育成に関心を持ってもらい、学校や地域の花とみどりを増やす【参加団体数(累計)151団体】

②民有地における、生け垣設置、ビル・マンションなどの緑化の推進

- ・民有地における緑化取り組みへの助成(個人住宅の敷地で道路に面した3メートル以上の生垣に対する助成、住宅団地区域内にある共有地に行く植樹に対する助成、事業所の敷地に行く植樹(低木は除く)に対する助成等)【助成件数:7件】
- ・総合設計制度を活用した容積率緩和による緑化の推進

③広報紙や緑化イベントによる、緑化に対する啓発

- ・緑化意識の高揚と普及を図るため、花園中央公園にて東大阪グリーンフェスタを開催【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】

(3) 水環境を健全にする

①森林の保全、農地の保全、緑地の創出などによる浸透能力の保全

- ・森林ボランティア入門講座の開催【市内小学生100名にクラフトキットを配布】
- ・農業者及び農業団体が行う農道整備事業等に補助金を交付【申請:2件】

②ため池の保全などによる貯水能力の保全、向上

- ・府・市合同で、ため池パトロールを実施

③浸透性舗装や雨水浸透ますの設置などによる雨水の地下への浸透方策の検討

- ・道路改良、歩道改良等による車輛・通行者の安全を確保するとともに歩道部における透水性舗装を実施

④水資源の有効利用や地下水涵養のため、公共施設整備における雨水利用施設の設置の検討

- ・学校園が施設設置の際に相談等を実施【対象なし】

⑤市民、事業者への節水意識を高めるための普及、啓発

- ・「水」の大切さや事業の現状をお知らせし、上下水道局に親しみを持ってもらえるよう、水さき案内(局広報紙)を発行・配布 **【市内全戸に年1回配布】**
- ・ウェブサイトにより、情報発信
- ・水道週間の期間に合わせて、啓発キャンペーンを実施

(4) 親水空間を確保する

①河川、水路における親水空間づくり

- ・長瀬川沿岸の小学校、自治会等での水辺活動等を実施
- ・鴻池四季彩々とおり維持管理事業を実施

2 自然の状況を把握する

(1) 自然保護行政を推進する

①庁内における自然保護行政の組織的整備の検討

【実績なし】

②自然保護の取組の推進

- ・【再掲】森林ボランティア入門講座の開催 **【市内小学生 100 名にクラフトキットを配布】**

③国、府、地元の大学や研究機関の調査などへの参画

- ・東大阪市山地保全協議会と連携し、周辺地域の優良事例について調査・研究 **【協議会の組織形態が見直されたことにより実施なし】**

(2) 情報を収集・活用する

①市域の自然環境情報の収集・公共工事や民間の開発事業の指導において配慮する仕組の検討

- ・大阪府自然環境保全条例等に関する届出について適切に対応

3 今ある自然を守り・育てる

(1) まちなかに点在する自然を守る

①担い手の育成・確保による農地の保全

- ・【再掲】府、農協、市等で構成される東大阪市農業振興啓発推進協議会に補助金を交付
- ・エコ農産物の生産に係る資材購入に係る費用の一部について補助金の交付 **【補助件数:13 件】**

②休耕地を活用した植栽運動の推進

- ・花いっぱい運動として、景観形成や環境保全型農業につながる農地を利用した花の植栽に補助金を交付 **【補助件数:31 件】**

③市街地内の農地を市民農園として活用

- ・農業者及び農業団体が行う市民農園等の設置に補助金を交付 **【申請なし】**

(2) 生駒山系の自然を守り・育てる

①生駒山系の、放置され、荒れた森林の一部では、里山林として維持されるよう、維持管理に市民が参加する仕組づくりなど様々な主体の協働・連携を推進

・【再掲】森林ボランティア入門講座の開催 【市内小学生 100 名にクラフトキットを配布】

(3) 河川など水辺の自然を守る

①生態系に配慮した河川や農業用水路、ため池などの保全・整備

・【再掲】農業用排水施設整備(都市農業活性化農地活用事業)の申請に応じて適切に対応
【申請件数:19 件】

4 自然を再生する

(1) まちのビオトープを保全・創出する

①公共施設におけるビオトープづくり

・施設設置や計画時の可否を含めて相談等を実施 【相談なし】

(2) 生き物の生息環境をネットワーク化する

①川辺において、生き物の生息に配慮した整備

【対応箇所がないため実施事業なし】

5 放流・採集など生態系への影響を減らす

①国や府と連携を図りつつ、ペット、その他として持ち込まれた外来生物の拡散防止やみだりに植物や昆虫などを採集する行為を控えるよう啓発

【実績なし】

②生駒山系のハイキングコースにおいて生き物の生息環境が悪化しないよう、ハイカーにごみなどを持ち帰るよう啓発

・山地美化キャンペーンとして、ハイキングコースの清掃を目的に生駒山登山を実施 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】

第3節 魅力のある安全で快適なまちづくり【都市環境】

1 個性と魅力あふれる景観を形成する

(1) まちをきれいにする

①良好な景観を阻害する不法看板対策などの推進

・ミチボラパートナーシップ事業(ボランティア団体活動の支援)を実施

②モラルやマナーの啓発などによる、ごみのポイ捨ての禁止、不法投棄の防止、落書き防止などの推進

- ・ポイ捨て、不法投棄、落書き等の防止を訴える看板を市民に提供するとともに、地域、駅などにおいて啓発キャンペーンを実施。また、「美化推進重点区域」において、自治会を中心とした市民や事業者等と協働の地域清掃活動を支援 **【啓発キャンペーン:年1回】**
- ・路上などの不法投棄物を収集・処理。不法投棄防止の看板を市民に提供。夜間パトロールの実施や監視カメラなどの設置 **【不法投棄処理件数:1,247件】**

③自転車利用者のモラルやマナーの啓発などによる放置自転車の抑制

- ・東大阪市放置自転車防止対策推進協議会において、駅周辺に自転車を放置しようとする人への指導啓発 **【放置自転車調査:年1回、放置台数:249台】**

④空地の適正管理の啓発・不良状態の空地の是正指導

- ・市民からの苦情等により、不良状態の空地を是正するよう、その管理者に指導 **【指導件数:75件】**

(2) 良好な景観を形成する

①自然景観の保全（風致地区の保全や寺社林の保全等）

- ・「東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例」による指導
- ・【再掲】保存樹木等への継続的な助成を実施

②歴史的なまちなみ景観の保全

- ・歴史探訪の道を案内休憩拠点として活用。また、体験学習のメニューを用意し、広く市民の活用を推進

③東大阪景観計画に基づく施策の推進

- ・景観計画に基づく指導

2 誰もが安全で快適に暮らせる環境をつくる

(1) 安全な歩行空間を確保する

①地域特性に応じた幹線道路や生活道路の計画的整備・改良

- ・安心安全に移動できる街路の整備
- ・【再掲】道路改良、歩道改良等による車輛・通行者の安全を確保するとともに歩道部における歩道美装化、透水性による景観整備を実施
- ・【再掲】防護柵・道路照明灯・道路反射鏡・視線誘導標・区画線・交差点改良・誘導ブロックを設置
- ・【再掲】道路築造時の機能を維持するため、維持補修や高規格舗装を実施 **【事業面積:34,535.3㎡】**
- ・不要となった道路内農業用水等を道路敷として整備

②災害時の緊急避難路確保のための生活道路の拡幅整備

【実績なし】

③水路跡地の利用について可能な限り緑道などの植栽整備

- ・玉串川跡地等の農業用水路跡地について遊歩道整備を目指す。

(2) 快適な歩行空間をつなぐ

①地域の環境資源を活用するための散策ルートや生活ルートの設定・整備

- ・ハイキングマップの作成

②休憩空間の整備、デザイン配慮など道路空間の魅力化

- ・【再掲】道路改良、歩道改良等による車輛・通行者の安全を確保するとともに歩道部における歩道美装化、透水性による景観整備を実施

(3) 誰にもやさしいまちをつくる

①道路、公園・緑地、官公署施設、公共交通機関などの公共空間・施設へのユニバーサルデザインの導入推進

- ・大阪府福祉のまちづくり条例に基づく審査を通して、障害者が安心して暮らせるバリアフリー化を推進

②バリアフリー法などに基づき、段差解消などまちのバリアフリー化の推進

- ・重度身体障害者(児)が住み慣れた場所で安心して生活ができるように住宅改造費を助成【助成件数:8件】
- ・【再掲】大阪府福祉のまちづくり条例に基づく審査を通して、障害者が安心して暮らせるバリアフリー化を推進

3 歴史・文化を感じられるまちをつくる

(1) 歴史的文化的遺産を保全・活用する

①歴史的文化的遺産の法・条例に基づく指定・保存

- ・有形文化財保存事業、調査事業の実施
- ・史跡公園整備計画策定のための発掘調査実施、及び文化庁・大阪府との協議を実施【文化庁・大阪府との会議開催:1回】

②歴史遺産をつないだ歴史散策コースなどの設定・整備

- ・史跡や文化財の説明版、案内道標を設置【説明板:市内2ヵ所設置】

(2) 伝統・文化を継承する

①祭りや年中行事、生活文化の継承・保存

- ・幅広い年齢層の市民を対象に、公募による「東大阪市民文化芸術祭」を開催。市民自らが企画・運営を行う見地から、公募を基本とした市民参加・協働による実行委員会方式を採用
- ・市民からの寄付申出により、かつての生活を伝える民具等を収受し、展示等で活用【寄付件数:1件】

- ・東大阪市文化芸術審議会からの意見を聞きながら文化政策の進行管理を実施【審議会開催回数:3回】

②文化の担い手となる人材の発掘・育成

- ・東大阪市文化連盟加盟 25 団体による「東大阪市民文化祭」(開催実施については各団体別)を開催【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】
- ・文化財ボランティアの育成・指導【文化財ボランティアの一人年間活動回数 6.9 回】
- ・市内で文化芸術活動を行うアーティストの人材情報を集積・公開

第4節 環境負荷の少ないまちづくり【循環型社会】

1 循環型社会を形成する

(1) ライフスタイルや事業活動を環境に配慮したものにする

①環境教育の推進

- ・市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校、自治会、市民団体等を対象に「東大阪市環境教育出前講座メニュー表」に掲げられた講座を開催【幼稚園・保育所:2回、小学校:28回、地域フェスティバル:13箇所、一般:4団体】
- ・環境教育研修会(全小中学校の環境教育担当教職員対象)の実施

②地産地消の促進

- ・【再掲】府、農協、市等で構成される東大阪市農業振興啓発協議会に補助金を交付。小学生への農作物の栽培、収穫、調理の体験【実施校数:5校】
- ・【再掲】農地を守り、エコ農産物を普及し、地産地消を促進するファームマイレージ2運動を実施

③環境にやさしい商品の購入促進

- ・グリーン購入の推進

④再生資源の利用促進のための情報提供

- ・集団回収実施団体向け機関紙の発行【エコだより第11号の作成】

⑤生産工程の効率化による廃棄物の発生抑制などの情報提供

- ・他の行政と共同で、産業廃棄物減量化・適正管理事例等研修会を実施【実施無し】

⑥省資源・省エネルギー製品の普及やリサイクル製品の購入、活用など、市民・事業者自らの意識改革・行動改革につながるライフスタイルの定着の促進

- ・【再掲】グリーン購入の推進

(2) 一般廃棄物対策を推進する

①省資源化、リサイクルに配慮した生活様式、事業活動を普及啓発・その仕組づくりなどにより誘導、促進

- ・地域班によるごみ減量推進にかかる取り組み【集計中】
- ・事業者向け一般廃棄物の減量に係る啓発の実施 【特定事業者へ「事業系一般廃棄物に関するしおり」および「産業廃棄物の適正処理についてのお願い」を送付】
- ・使用済小型家電の拠点回収及び国の認定事業者と連携した宅配便回収を実施 【回収量：14,840kg】
- ・大型ごみ有料化に向けた市民への周知および制度設計 【大型ごみ収集量：集計中】

②不用品の交換制度など、リサイクルの仕組づくりなどによる資源の有効活用を促進

- ・情報誌等を活用し、3R推進に係る記事を掲載
- ・環境啓発イベント等に参加・協力し、資源の有効活用を促進 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】
- ・5R運動の推進 【ノーレジ袋の啓発】

③循環型社会形成に向けた取組の拠点となる施設整備の検討

- ・各環境事業所及び美化推進課の配置を見直し、統合や清掃業務の効率的な運営を目指すとともに、市民啓発を兼ね備えた新たな環境施設の設置を検討

④再生資源を中心とした分別収集の徹底・自治会を中心とした住民による集団回収の推進

- ・【再掲】地域班によるごみ減量推進にかかる取り組み【集計中】
- ・集団回収実施団体の代表からなる委員により、事業の円滑な実施および諸施策を検討 【1回開催(3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)】

⑤家電リサイクル法への市民、事業者、行政が一体となった積極的な対応の推進

- ・ごみパンフレットなどにより家電リサイクル法による廃家電の処分を掲載、啓発 【全戸配布済】

⑥「大阪湾フェニックス計画」への参画による最終処分場の確保

- ・大阪湾フェニックス計画に参画し、本市から発生する一般廃棄物の最終処分場を確保 【負担金支出：1件】

⑦資源を有効に利用し一般廃棄物を減らすために、公共事業で生じた一般廃棄物の再利用の促進

- ・市関連施設で排出するごみの資源化促進事業を実施 【市立小学校等における古紙類分別回収量：116,200kg】
- ・学校園から排出される剪定枝等を堆肥や発電用のチップ材として再利用する 【回収量：101,160kg(幹材含む)】

⑧清掃工場におけるリサイクルシステム強化への働きかけ

- ・循環型社会形成地域計画(第3期)の進捗状況の把握

(3) 産業廃棄物対策を推進する

①排出事業者に対する指導強化による減量化・排出事業者責任の徹底・マニフェスト制度の周知、徹底

- ・立入指導を行い、啓発資料を配布し、必要に応じ産業廃棄物の分析を実施。また、マニフェスト報告書の提出について通知 【立入件数：266件】

②情報提供による産業廃棄物資源化の促進

・建設廃棄物の再生処理業者に対する情報をウェブサイトで公表

③資源を有効に利用し産業廃棄物を減らすために、公共事業で生じた産業廃棄物の再利用の促進

・多量の汚泥やがれき等類が、安易に埋め立て処分されることなく、適正に再利用されるよう、法に基づいて取扱い指針や要綱等を定め、指導

④多量排出事業者に対する廃棄物アセスメントの適正な実施の指導

・多量排出者制度に基づき、産業廃棄物の処理計画書の提出を要請。また、この計画の実施状況について実施状況報告書を要請 **【対象者(47者)に指導】**

⑤産業廃棄物処理施設の適正な維持管理に関する立入指導

・産業廃棄物処理施設の設置者に対して、当該施設の適正な維持管理を確保するため、立入検査等を強化 **【対象者(4者)に指導】**

⑥優良な産業廃棄物処理業者の育成

・優良産廃処理業者認定制度について対象者に啓発 **【対象者に啓発】**

第5節 地球環境に配慮したまちづくり【地球環境】

1 地球環境保全に貢献する

(1) 地球温暖化対策を推進する（東大阪市地球温暖化対策実行計画の推進）

①省資源・省エネルギー製品の普及やリサイクル製品の購入、活用など、市民・事業者自らの意識改革・行動改革につながるライフスタイルの定着の促進

・【再掲】グリーン購入の推進

・東大阪地球温暖化対策地域協議会での環境家計簿事業の推進

・【再掲】市内中小企業者へ環境マネジメントシステムを普及させるためのセミナーを開催 **【4回開催】**

②地球環境に貢献する環境産業の育成を支援

・環境ビジネス展開のための情報を市のWebサイト等で提供

・東大阪ブランドの活動を効果的に実施していくため、情報発信の質と手法を高度化させるとともに、新規の認定企業を増加 **【環境配慮型製品のブランド登録数(累計):29製品】**

③省エネルギーや省CO2に取り組みやすい環境整備の推進

・家庭用の再生可能エネルギー等(太陽光発電システム、エネファーム、HEMS、リチウムイオン蓄電池)の設置費用の一部を補助 **【太陽光発電設備 96件、家庭用燃料電池 199件、HEMS41件、リチウムイオン蓄電池 52件】**

・自ら排出した温室効果ガスの排出量の内、削減できない量の全部または一部を他の場所で排出削減・吸収量でオフセットする取り組みを市のイベントで実施 **【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】**

④公共施設にコージェネレーションなど省エネルギー型の設備や太陽光発電など自然エネルギー利用システムの導入を推進

・ESCO事業の導入検討 **【検討の結果実施なし】**

- ・地球温暖化対策実行計画事務事業編(EACH)における EACH プロジェクト(公共施設の省エネ化、省 CO2 化)の促進 **【関係部局と協議、調整】**

⑤省エネルギー型の設備や太陽光発電など自然エネルギー利用システムの導入を促進

- ・【再掲】中小企業の省エネ診断や省エネ改修の補助を実施 **【web サイトで紹介】**
- ・【再掲】家庭用の再生可能エネルギー等(太陽光発電システム、エネファーム、HEMS、リチウムイオン蓄電池)の設置費用の一部を補助 **【太陽光発電設備 96 件、家庭用燃料電池 199 件、HEMS41 件、リチウムイオン蓄電池 52 件】**

⑥環境への負荷の少ない、歩いて暮らせるコンパクトシティの検討

- ・【再掲】大阪外環状線鉄道の建設に向け、関係者機関との協議を実施するとともに、新駅設置事業を推進 **【事業達成】**

⑦緑地の保全や緑化の推進

- ・今米特別緑地保全地区維持管理助成を継続的に実施
- ・【再掲】保存樹木等への継続的な助成を実施
- ・【再掲】民有地における緑化取り組みへの助成(個人住宅の敷地で道路に面した 3 メートル以上の生垣に対する助成、住宅団地区域内にある共有地に行う植樹に対する助成、事業所の敷地に行う植樹(低木は除く)に対する助成等) **【助成件数:7 件】**
- ・【再掲】緑化意識の高揚と普及を図るため、花園中央公園にて東大阪グリーンフェスタを開催 **【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】**

(2) その他の環境問題に対応する

①酸性雨のモニタリング調査の継続

- ・旭町庁舎と環境衛生検査センターの2地点で1週間単位の降雨を採取しpH、溶存イオン類、雨量の調査を実施 **【毎週 1 回 2 箇所調査を実施】**

②府、府内市町村と共同した酸性雨による影響調査の実施

- ・府が府下市町村と共同で実施するAPSN-OSAKA共同調査に参加し梅雨期と秋期に湿性調査(雨のイオン成分調査)と乾性沈着調査を実施 **【府の事業見直しにより 27 年度をもって事業終了】**

③生活排水対策の普及・啓発など、海洋汚染の防止に関する地域からの取組の推進

- ・【再掲】恩智川クリーンリバープロジェクトの実施 **【実施】**

④府と共同したヒートアイランド対策の推進

- ・市役所本庁舎周辺において、市役所職員による打ち水活動の実施及び市内の家庭や事業所における打ち水活動の推奨 **【実施し、活動をウェブ等で公開】**

第6節 みんなで取り組むための施策

1 環境について「知る」ために

(1) 多様な情報を共有する

①環境に関する情報の収集、整理及び環境情報システムの整備・活用を推進

- ・【再掲】環境基本計画に掲げられている施策の進捗状況を取りまとめ、Web サイトで公開し市民・事業者等に情報発信する
- ・環境問題について意識を高めてもらうため、環境情報を提供 **【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】**
- ・【再掲】大気汚染常時監視テレメータシステムで収集した市内の測定局の大気汚染データ (PM2.5 を含む)をリアルタイムで街頭端末や市ウェブサイトで公表
- ・【再掲】「ひがしおおさかの環境(概要版)」の公表
- ・【再掲】ウェブサイトで前年度の環境測定の詳細データを公表

②環境に関する情報を記載した冊子や広報用のパンフレットの作成・配布を推進

- ・【再掲】環境基本計画に掲げられている施策の進捗状況を取りまとめ、Web サイトで公開し市民・事業者等に情報発信する
- ・ごみパンフレットなどにより、市民に対しごみ出しのルールを啓発。また、点字・録音版、外国語版のごみパンフレットを発行 **【冊子は全戸配布、点字版・録音版は対象者には配布、外国語版は翻訳済み】**
- ・更なるごみ啓発を目的として、ごみ減量に係る情報提供手段の拡充 **【広報媒体を活用した情報提供】**
- ・法律のしおり、許可の手引きなどを作成、配布

③市政だよりやケーブルテレビ、新聞などの各種メディアを通じての広報活動及びインターネットを通じて、広く市民に環境に関する情報を提供

- ・【再掲】環境基本計画に掲げられている施策の進捗状況を取りまとめ、Web サイトで公開し市民・事業者等に情報発信する
- ・ウェブサイトによりごみに関する最新情報を提供。また、年末年始のごみの収集日程を市政だよりに掲載し啓発
- ・市政だよりを活用した環境月間(6月)や3R推進月間(10月)等特定月間における情報提供の強化及びウェブサイトの拡充 **【広報媒体を活用した情報提供】**
- ・課ウェブサイトにおいて、産業廃棄物に関する情報を公表 **【適宜、課ウェブサイトにて情報を公表】**

(2) みんなで考える場をつくる

①各種環境イベントの開催、里山や水辺の自然観察会をはじめとした自然に親しむ各種活動、身近な環境問題を題材にしたシンポジウムやフォーラムの開催など、環境についてともに考える場の提供

- ・東大阪市民環境フェスティバルへの参画 **【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】**

②市民の積極的な行動意欲の高揚を図るためのワークショップなどの開催

- ・東大阪環づくり会議を開催し、各団体の取組を発表、情報交換を実施【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】
- ・【再掲】恩智川クリーンリバープロジェクトの実施【実施】

2 環境について「学ぶ」ために

(1) 環境学習の場を提供する

①市民が取り組める水質調査方法や自然観察方法、リサイクルの方法や緑化の方法、事業者に対してはごみ減量方法などのしおりやマニュアルなどの作成及び提供

- ・【再掲】事業者向け一般廃棄物の減量に係る啓発の実施【特定事業者へ「事業系一般廃棄物に関するしおり」および「産業廃棄物の適正処理についてのお願い」を送付】
- ・【再掲】恩智川クリーンリバープロジェクトの実施【実施】
- ・イベントにて緑化啓発広報誌等の配布

②水質調査や自然観察などの具体的な行動に際し、資材が必要となる場合はそれらを貸出、提供するなど支援

- ・【再掲】恩智川クリーンリバープロジェクトの実施【実施】

③環境学習の新たな拠点の設置について検討するとともに、既存の社会教育施設などを身近な環境学習、市民相互の交流を促進する場として活用し、ネットワーク化

- ・社会教育センターにおける幅広い年齢層を対象にした「東大阪市民講座」の開設、「市政だより」等で広く市民にPR【新型コロナウイルス感染拡大防止のため後期市民講座のみ実施】

④自然観察や野外活動など自然とのふれあいを体験するための拠点施設の活用

- ・なるかわ山の子クラブにおける自然を身近に感じながら自然の事を考えるプログラムの実施【新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で5回実施、参加人数:39人】

(2) 多様な環境学習を進める

①学校教育においては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などすべての教育活動の中で、子どもたちの環境保全に対する興味・関心を高める取組の推進

- ・【再掲】市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校、自治会、市民団体等を対象に「東大阪市環境教育出前講座メニュー表」に掲げられた講座を開催【幼稚園・保育所:2回、小学校:28回、地域フェスティバル:13箇所、一般:4団体】
- ・ウェブサイト掲載の環境教育副読本「わたしたちと環境」を活用した教育活動の実施
- ・児童及び生徒から3Rの推進や地球環境保全、環境美化の推進をテーマとしたポスターを募集し、優秀作品を表彰【ECOポスターコンクール:13校(484作品)、】

②清掃工場・上下水道施設などの環境関連公共施設や工場、事業場を環境学習のための見学施設として活用

- ・清掃工場・上下水道施設等の環境に係る施設見学や出前授業等の情報を全小学校に周知

③自然学校、自然教室などの体験型の学習など、地域社会との連携による取組の推進

- ・自然学校、自然教室等の体験型の学習を促進【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。日帰りで実施した学校もある。】

④地域の環境をテーマにした、環境学習の取組の推進

- ・【再掲】市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校、自治会、市民団体等を対象に「東大阪市環境教育出前講座メニュー表」に掲げられた講座を開催【幼稚園・保育所:2回、小学校:28回、地域フェスティバル:13箇所、一般:4団体】
- ・地域の環境を教材とした環境学習を推進

⑤市民を対象としたセミナーなどの開催、大学と連携した環境講座、生涯学習講座などによる環境学習の推進

- ・市内4大学と近隣2大学の計6大学の英知を結集して、今日の問題や課題をテーマとした講座を実施【6講座実施】
- ・シニア地域活動実践塾「悠友塾」において、「東大阪市の環境と自然を学ぶコース」を設置、受講生(60歳以上の市民)に環境を守るためできることを学んでもらい、暮らしの中での実践を促進【環境と自然を学ぶコース修了者数:14名】

⑥地域住民や事業者、NPOなどの多様な主体と連携を図りつつ、学校や地域、職場、野外活動の場など、様々な場において環境学習の推進

- ・【再掲】市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校、自治会、市民団体等を対象に「東大阪市環境教育出前講座メニュー表」に掲げられた講座を開催【幼稚園・保育所:2回、小学校:28回、地域フェスティバル:13箇所、一般:4団体】

3 環境の保全・創造に向けて「行動」するために

(1) 行政が率先して模範を示す

①東大阪市地球温暖化対策実行計画の推進

- ・地球温暖化対策実行計画の推進により、市役所の業務から発生する温室効果ガスを削減

②市の行政事務における自動車利用の抑制及び公用車の削減

- ・公用バイク一元管理の実施。公用バイクの有効活用による公用車の利用抑制を図り、公用自動車を減車【実施無し】

③環境マネジメントシステムの推進

- ・環境基本計画に掲げられている施策の実施【施策実施率:97%】

④庁内ごみ減量の推進

- ・【再掲】グリーン購入の推進

⑤グリーン購入の促進

- ・【再掲】グリーン購入の推進

⑥職員研修の実施

- ・「地球温暖化問題」に関する職員研修を実施【実施回数:1回】

(2) 市民と協働する

①市民の自主的な環境づくりの取組を推進するため、市民や民間団体、NPOなどと協働

- ・【再掲】東大阪地球温暖化対策地域協議会での環境家計簿事業の推進

- ・専門的な知識を有する診断士が家庭におけるエネルギーを見える化し、家庭のライフスタイルに応じた温室効果ガス削減策を提案する、うちエコ診断事業を実施【受診者数7名】
- ・環境イベント等に来庁した市民に対し、簡易のうちエコ診断であるエコライフ委診断を実施する。【受診者数14名】
- ・自治会が設置する防犯灯に対し、設置費用を補助【蛍光灯からLEDへの付け替え:2,134灯】
- ・リースの電気自動車でモデル的に青色パトロール防犯活動を実施
- ・東大阪市消費者団体協議会に委託し、地球温暖化防止関係事業(エコライフ推進事業、5R運動の推進事業、啓発キャンペーン等)を実施【ノーレジ袋の啓発】
- ・【再掲】長瀬川沿岸の小学校、自治会等での水辺活動等を実施
- ・公園愛護会による公園の清掃、除草等の日常管理への助成を実施。また、活動による効果を測定するためアンケート調査を実施【愛護会の団体数:236団体】
- ・【再掲】ミチボラパートナーシップ事業(ボランティア団体活動の支援)を実施
- ・【再掲】市役所本庁舎周辺において、市役所職員による打ち水活動の実施及び市内の家庭や事業所における打ち水活動の推奨【新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施せず】

②ごみの減量化と再資源化に向け、市民、事業者と協働し分別収集を推進

- ・【再掲】地域班によるごみ減量推進にかかる取り組み【集計中】

③その他の協働形態についても検討

- ・【再掲】東大阪地球温暖化対策地域協議会での環境家計簿事業の推進
- ・【再掲】東大阪環づくり会議を開催し、各団体の取り組みを発表、情報交換を実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施せず

(3) 事業者と協働する

①企業市民としての地域環境保全活動への取組を支援

- ・地域清掃のごみを無償で処理するなど、自治会を中心とした市民や事業者等と協働の地域清掃活動を促進【地域清掃のごみ収集依頼・支援件数:443件】

②事業者の環境マネジメントシステムについて情報収集し、協働していける事業について検討

- ・【再掲】市内中小企業者へ環境マネジメントシステムを普及させるためのセミナーを開催【4回開催】

(4) 府や近隣自治体と協力する

①府や近隣自治体と協力して各種取組を推進

- ・東大阪ブロック・京阪奈北ごみ減量推進会議に参加【東大阪ブロック・京阪奈北ごみ減量推進会議への参加:1回】

第7節 協働で進めるリーディング・プロジェクト

1 次世代につなごう！地域資源を活用した魅力と潤いある東大阪

①地域の自然資源や歴史遺産の活用・保全

- ・【再掲】地域清掃のごみを無償で処理するなど、自治会を中心とした市民や事業者等と協働の地域清掃活動を促進【地域清掃のごみ収集依頼・支援件数:443件】
- ・地域の特性を活かした個性的なまちづくり事業に取り組んでもらえるよう、年4回の連絡会議等で働きかけを実施【新型コロナウイルス感染拡大防止のためまち歩き等の事業は中止】

②多様な緑化の推進

- ・【再掲】民有地における緑化取り組みへの助成(個人住宅の敷地で道路に面した3メートル以上の生垣に対する助成、住宅団地区域内にある共有地に行う植樹に対する助成、事業所の敷地に行う植樹(低木は除く)に対する助成等)【助成件数:7件】
- ・【再掲】東大阪環づくり会議を開催し、各団体の取組を発表、情報交換を実施【新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施せず】
- ・【再掲】道路改良、歩道改良等の際に、可能なものについては植栽を実施
- ・【再掲】公園愛護会、自治会と協議しつつ、各公園の状況に応じて、高木及び花木の植栽を実施【公園への高木花木の植栽本数:1674本】
- ・【再掲】駅前広場における緑化の推進【プランター設置率:100%】
- ・【再掲】東大阪市内学校園校庭芝生化事業【芝生の維持管理】
- ・府が推進する「みどりの大阪推進計画」や「生駒山「花屏風」構想」と連携し、イベントや情報提供等を実施

2 地球環境に貢献！低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着

①自動車に過度に依存しないライフスタイルの実現

- ・【再掲】大阪モノレールの門真駅からの南伸が決定し、都市の活性化や沿線まちづくりの促進の観点から、大阪府都市交通課と協働で駅前広場等の都市計画決定を実施。
- ・【再掲】大阪外環状線鉄道の建設に向け、関係者機関との協議を実施するとともに、新駅設置事業を推進【新大阪・放出区間開業、事業達成】
- ・【再掲】安全かつ円滑な通行を確保するとともに、自転車等の利用者の利便を図るため、自転車駐車を運営管理
- ・【再掲】駐車場の設置に際し、アイドリングストップ等の啓発看板を設置【看板設置率(合格率)100%】
- ・【再掲】アイドリングの苦情に対して、府へ指導を要請するとともに、必要に応じ調査に協力
- ・【再掲】環境イベントなどでエコドライブシミュレーターを活用してエコドライブの啓発を実施【イベントの中止により実施なし】
- ・【再掲】電気自動車について、充電設備を市民が使いやすくすることによって、低公害車の利用を促進する

②省エネ・省CO2化の推進

- ・【再掲】地球温暖化対策実行計画の推進により、市役所の業務から発生する温室効果ガスを削減
- ・東大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申をうけた大型ごみ有料化の実施
- ・【再掲】東大阪地球温暖化対策地域協議会での環境家計簿事業の推進
- ・【再掲】市内中小企業者へ環境マネジメントシステムを普及させるためのセミナーを開催【4回開催】
- ・【再掲】中小企業の省エネ診断や省エネ改修の補助を実施【webサイトで紹介】
- ・【再掲】家庭用の再生可能エネルギー等(太陽光発電システム、エネファーム、HEMS、リチウムイオン蓄電池)の設置費用の一部を補助【太陽光発電設備96件、家庭用燃料電池199件、HEMS41件、リチウムイオン蓄電池52件】

③中小企業における環境ビジネスの展開

- ・【再掲】環境ビジネス展開のための情報を市のWebサイト等で提供
- ・【再掲】東大阪ブランドの活動を効果的に実施していくため、情報発信の質と手法を高度化させるとともに、新規の認定企業を増加【環境配慮型製品のブランド登録数(累計):29製品】

【成果指標について】

リーディング・プロジェクトの進行管理にあたって設定している成果指標の状況は以下のとおりです。

1 次世代につなごう！地域資源を活用した魅力と潤いある東大阪

① 地域の自然資源や歴史遺産の保全・活用

成果指標	当初	現況		目標(令和3年度)
		令和元年度	令和2年度	
文化財ボランティア延べ活動者数	1,077人 (平成20年度)	478人	228人	250人
地域清掃の取組率	75.8% (平成21年度)	72.8%	集計中	UP

② 多様な緑化の推進

成果指標	当初	現況		目標(令和3年度)
		令和元年度	令和2年度	
緑化に取り組む団体数	224団体 (平成20年度)	239団体	234団体	UP
市街化区域の緑被率	6.8% (平成16年度)	-	-	-

2 地球環境に貢献！低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着

① 自動車に過度に依存しないライフスタイルの実現

成果指標	当初(平成21年度)	現況		目標(令和3年度)
		平成24年度	平成26年度	
短距離の移動に自家用車を使わないようにしている市民割合	48.7%	41.7%	41.6%	UP
アイドリングストップをしている市民割合	36.2%	39.7%	39.9%	UP

② 省エネ・省CO2化の推進

成果指標	当初(平成21年度)	現況		目標(令和3年度)
		令和元年度	令和2年度	
環境家計簿実施世帯数	1,615世帯	-世帯	-世帯	-
太陽光発電導入規模【10kw未満累積】	3,211kw	19,627kw	20,690kw	23,000kw
ごみの資源化率	15%	13.3%	集計中	14.3%

③ 中小企業による環境ビジネスの展開

成果指標	当初	現況		目標(令和3年度)
		令和元年度	令和2年度	
環境ビジネス研究会への登録企業数	-	-	-	-
東大阪ブランドへの環境配慮型製品登録数	22 (平成21年度)	34	29	UP